



三井住友海上グループホールディングス

Disclosure 2009



取締役会長

しん よしあき
秦 喜秋

取締役社長

えがしら とし あき
江頭 敏明

はじめに

日頃より、三井住友海上グループをお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は、2008年4月に、三井住友海上火災保険株式会社を中核とする三井住友海上グループの保険持株会社として設立されました。同年7月には、三井住友海上きらめき生命保険株式会社、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社の3社を直接出資子会社といたしました。

また、2009年1月には、当社および三井住友海上火災保険株式会社は、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社と2010年4月の経営統合および業務提携について協議することに合意いたしました。

本経営統合および業務提携により、2社とともに事業基盤および経営資源の質・量の強化・拡大を図り、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険・金融グループを創造し、持続的な成長と企業価値の向上を目指します。

さて、このたび当社グループの経営方針等をご説明したディスクロージャー資料「三井住友海上グループホールディングスの現状2009」を作成しました。当社およびグループの現状についてご理解いただく一助としてお役に立てば幸いです。

今後ともより一層のご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

目次

三井住友海上グループについて

世界トップ水準の保険金融グループを目指して	4
三井住友海上グループホールディングスについて	6
三井住友海上グループの事業展開	6
三井住友海上グループのCSR経営	8
グループ経営理念とグループ行動憲章	9
ニューチャレンジ ¹⁰	10
コーポレートガバナンス体制	12
内部統制システムに関する基本方針	13

経営について

2008年度 主要経営指標(連結)	16
2008年度の事業概況	20
コンプライアンス	22
リスク管理	23
内部監査・外部監査	24
情報開示方針	25
反社会的勢力に対する基本方針	25
利益相反管理に関する基本方針	26
個人情報保護方針	27

各社のトピックス・社会活動

トピックス	30
社会貢献活動	32
環境問題への取組み	34

業績データ

事業概況	38
損害保険事業の状況	39
生命保険事業の状況	41
連結財務諸表	42
保険子会社等のソルベンシー・マージン比率	62
セグメント情報	66

会社概要

会社概要	70
株式・株主の状況	71
役員の状況	74
当社および子会社等の概況	78

三井住友海上グループについて

三井住友海上グループについて

経営について

各社のトピックス・社会活動

業績データ

会社概要

世界トップ水準の保険金融グループを目指して…	4
三井住友海上グループホールディングスについて…	6
三井住友海上グループの事業展開…	6
三井住友海上グループのCSR経営…	8
グループ経営理念とグループ行動憲章…	9
ニューチャレンジ ^{テン} 10…	10
コーポレートガバナンス体制…	12
内部統制システムに関する基本方針…	13

世界トップ水準の保険金融グループを目指して

2009年1月23日、あいおい損害保険株式会社、ニッセイ同和損害保険株式会社および三井住友海上グループは、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提に、新たな保険金融グループの形成を目指して経営統合および業務提携に関する協議を進めることについて合意しました。スピード感を持って飛躍的に事業基盤および経営資源の質・量の強化・拡大を図ることにより、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険金融グループを創造して、持続的な成長と企業価値向上を目指します。



目指す企業グループ像

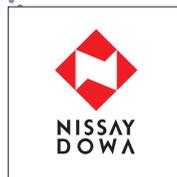
(1) 損害保険事業を核とする世界トップ水準の保険金融グループとして、ステークホルダーに対して次に掲げる5つの社会的責任を果たしていきます。

- ① お客さま、取引先が品質の良さを実感し、信頼できること。
- ② 株主が将来の収益性・成長性を理解・実感できること。
- ③ 社員が働きがいを実感し、仕事を通じて成長できること。
- ④ 代理店がパートナーとして信頼し、ともに成長できること。
- ⑤ 地域社会・国際社会との調和および地球環境保護に貢献できること。

(2) 3社のそれぞれの強みを活かして、あらゆるマーケットのお客さまに高品質の商品・サービスをお届けしていきます。

3社の強み

- トヨタグループの強固な営業基盤
- トヨタマーケットを軸とした自動車保険での成長力と収益性の高さ
- 地域に密着したリテールマーケット開拓力と高品質の損害サービス



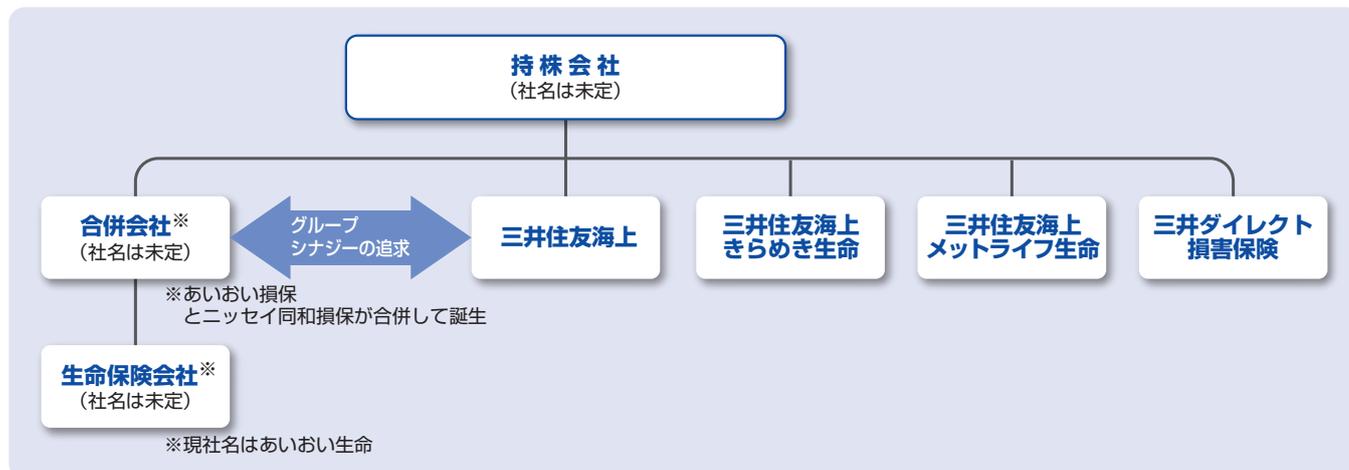
- 日本生命グループの強固な営業基盤
- 日本生命営業職員チャネルを通じた個人・中小法人開拓と、日本生命との協業による大企業・金融機関・官公庁等の開拓を通じた業界トップ水準の成長力



- 三井グループ、住友グループを中心とした強固な営業基盤
- 国内損害保険事業を中心とした、国内外における幅広い事業展開（生命保険事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連事業等）
- 総合的なグループ力を活かした事業基盤

経営統合のイメージ図

3社は、持株会社方式により2010年4月の経営統合を目指します。あわせて、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社は、経営統合同日の合併を目指します。



業務提携の進捗状況

3社は、グループシナジーを追求し、次に掲げる事項について早期の業務提携を推進していきます。

- 海外事業・新規事業の共同展開・拡大
- 基幹システム・サーバー系システムの共同化
- リスクコンサルティング子会社の共同利用
- 損害調査子会社の共同利用

上記以外についても、統合シナジーを発揮する業務提携を推進・拡大していきます。



あいおい損害保険
児玉社長

ニッセイ同和損害保険
立山社長

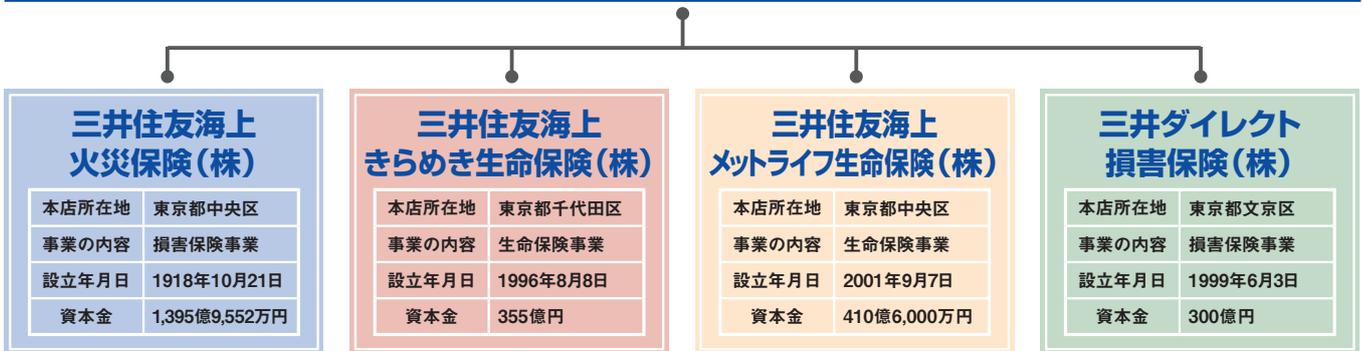
当社および三井住友海上火災保険
江頭社長

三井住友海上グループホールディングスについて

三井住友海上グループは、2008年4月に、三井住友海上グループホールディングス株式会社を設立し、持株会社体制に移行しました。2008年7月には、三井住友海上火災保険株式会社、三井住友海上きらめき生命保険株式会社、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社のグループ国内保険会社を傘下に置きました。三井住友海上グループホールディングスは、グループ全体の戦略立案、経営資源配分、グループ会社の監視・監督等、グループ全体の統括を行っています。またグループ国内保険会社は、それぞれの事業領域における業務の執行に専念しています。なお、2009年度から、新たに執行役員制度を導入し、執行役員による「業務執行機能」と取締役による「経営の意思決定・監督機能」を分離しました。このグループ経営体制のもとで、持株会社を中心に経営管理の高度化、グループシナジーの追求、意思決定の迅速化による機動的な市場対応、多様な事業体制・人事制度を通じた人財の育成等の取組みを進め、グループの総合力を最大限発揮していきます。

2009年4月1日現在

三井住友海上グループホールディングス株式会社(上場持株会社)

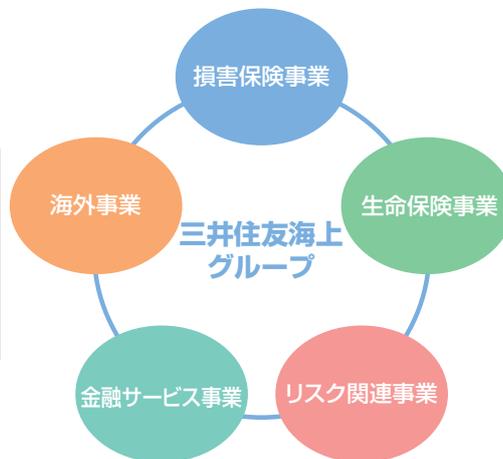


三井住友海上グループの事業展開

三井住友海上グループは、国内損害保険事業を中心に、生命保険事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連事業等、国内外で幅広い事業展開を行っています。総合的なグループ力を活かして、生活やビジネスのあらゆる場面でお客さまをサポートするとともに、お客さま一人ひとりのニーズに応じた商品・サービスを提供しています。

国内損害保険事業

グループを代表する中核事業であり、業務プロセス全体のイノベーションを実現し、常に先を進む品質を競争力として事業を推進しています。



海外事業

成長著しいアジア各国を中心に、41カ国・地域、318拠点の海外ネットワークを展開しています。50年以上の国際業務の経験を活かし、世界で起こる多様なリスクに対応する商品・サービスを提供しています。

生命保険事業

損害保険チャネルによる生命保険販売を中核とする三井住友海上きらめき生命と、銀行チャネルを中心として個人年金保険を専門に展開する三井住友海上メットライフ生命の2社を軸として、グループの生命保険事業を推進しています。

金融サービス事業

401k事業、ART事業、金融保証事業、ベンチャー・キャピタル事業等、金融に関する多様な事業を展開し、お客さまにプロフェッショナルなソリューションを提供しています。

リスク関連事業

リスクマネジメント事業、介護事業等、お客さまの抱えるリスクに対して、各種サービスを提供しています。

当社および主要グループ会社一覧

三井住友海上グループホールディングス(株)

<http://www.msig.com>



三井住友海上火災保険(株)

<http://www.ms-ins.com>



日本国内では、645の営業課支社と約41,500店の代理店網により、最高品質の商品・サービスを提供するとともに、282の保険金お支払センター、約8,250名の損害サポート専門スタッフにより、お客さまに対して安心・安全をお届けしています。

三井住友海上きらめき生命保険(株)

<http://www.ms-kirameki.com>

お客さまのライフスタイルや多様なニーズにお応えする生命保険商品を提供しています。

三井住友海上メットライフ生命保険(株)

<http://www.msi-metlife.com>

保険の魅力と資産運用の醍醐味を併せ持った個人年金商品を提供しています。

三井ダイレクト損害保険(株)

<http://www.mitsui-direct.co.jp>

個人のインターネットユーザーを主な対象とし、ネット完結型の商品やサービスを提供しています。

三井住友アセットマネジメント(株)

<http://www.smam-jp.com>

三井・住友金融4社が出資した国内最大級の資産運用会社です。

三井住友海上キャピタル(株)

<http://www.msivc.co.jp>

将来に豊かなベンチャー企業を発掘し、資金支援のみならず「企業育成型投資」に重点を置くベンチャーキャピタルです。

(株)インターリスク総研

<http://www.irric.co.jp>

リスクマネジメントに関する先進的な調査研究機能と実践的なコンサルティング機能を併せ持つリスクマネジメントの専門会社です。

三井住友海上ケアネット(株)

<http://www.msk-carenet.com>

介護付き有料老人ホーム「ゆうらいふ横浜」・「ゆうらいふ世田谷」を運営し、幅広い各種介護サービスを提供しています。

アメリカン・アプレーザル・ジャパン(株)

<http://www.american-appraisal.jp>

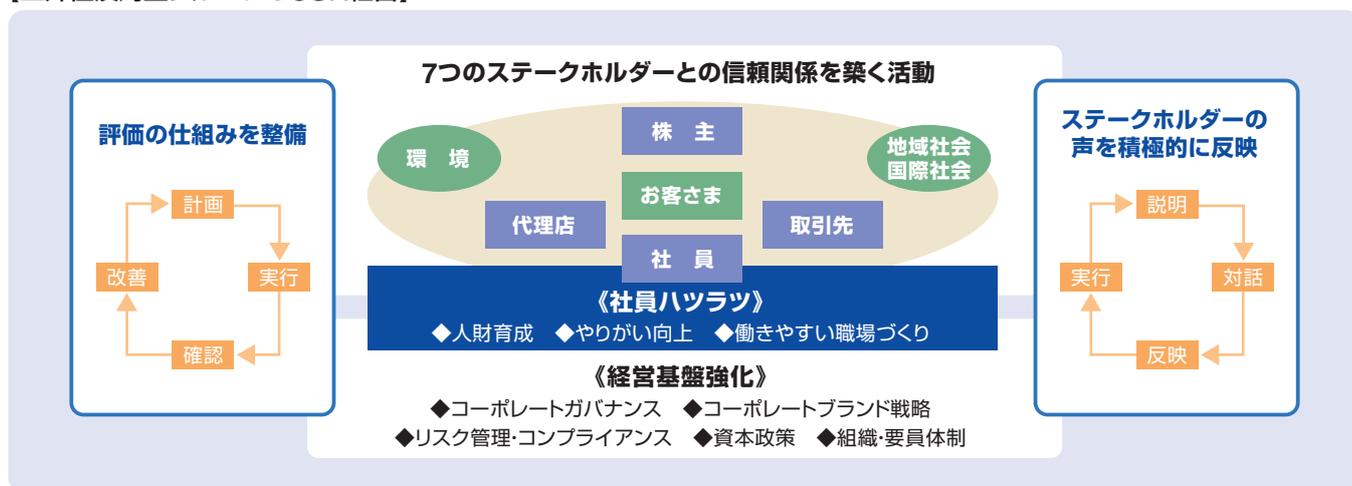
中立・公正な立場でM&Aや不動産等あらゆる資産評価サービスを提供しています。

三井住友海上グループのCSR経営

CSR経営の考え方

三井住友海上グループは、CSR経営を「企業品質を向上させること」ととらえています。商品・サービスはもちろんのこと、社員や代理店の業務運営等あらゆる品質の向上を図り、それを信頼、成長につなげていく好循環を実現することで、お客さまをはじめとするさまざまなステークホルダーに対する責任を果たしていきます。企業品質を競争力とし、成長を実現していくことをグループの基本的な戦略としています。

【三井住友海上グループのCSR経営】



重要課題

企業品質を向上させるために、特に次の4つを重要課題としています。

【商品・サービスの品質向上】

MSIGの中心的事業である保険業務における品質向上は、CSR経営の土台です。特にお客さまとの最も重要な接点である保険商品を販売する場面、保険金のお支払いの場面で、お客さまの信頼をいただけるよう、仕事の仕組みや体制の改革を進めています。

【社員ハツラツ】

お客さまとの接点における品質向上を支えるのは、社員一人ひとりの成長です。社員研修や社員のチャレンジを支援する施策を充実させ、社員がやりがいを持ちハツラツと働ける環境を作ることも、重要な課題として取り組んでいます。

【地球環境保護】

地球環境の保護は、世界共通の緊急課題です。保険・金融サービス事業者として、自然災害等による被害に備えるソリューションを社会に提供するとともに、商品やサービスを通じてお客さまや取引先等の環境配慮行動を促し、環境問題の深刻化をくい止める役割を果たしていきます。

【地域社会・国際社会に貢献】

企業は社会の一員として、地域・国際社会の課題解決に貢献する責任があります。特に損害保険事業者は、自動車保険商品の開発や保険金支払等から得たノウハウを持つことから、交通事故防止を社会的使命と考え、代理店と社員が一体となって取り組んでいます。

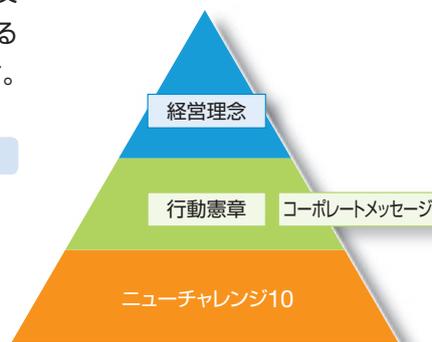
グループ経営理念とグループ行動憲章

三井住友海上グループでは、グループの究極の使命を明文化した「三井住友海上グループ経営理念」と、その実現に向けたグループ全社員の行動原則である「三井住友海上グループ行動憲章」を定め、すべての事業活動の核としています。

三井住友海上グループ経営理念

保険・金融サービス事業を通じて

- 世界に安心と安全をとどけ 豊かな社会づくりに貢献します
- 最高の商品とサービスを提供し お客さまの満足を実現します
- 持続的な業績向上を目指し 株主の信頼と期待に応えます



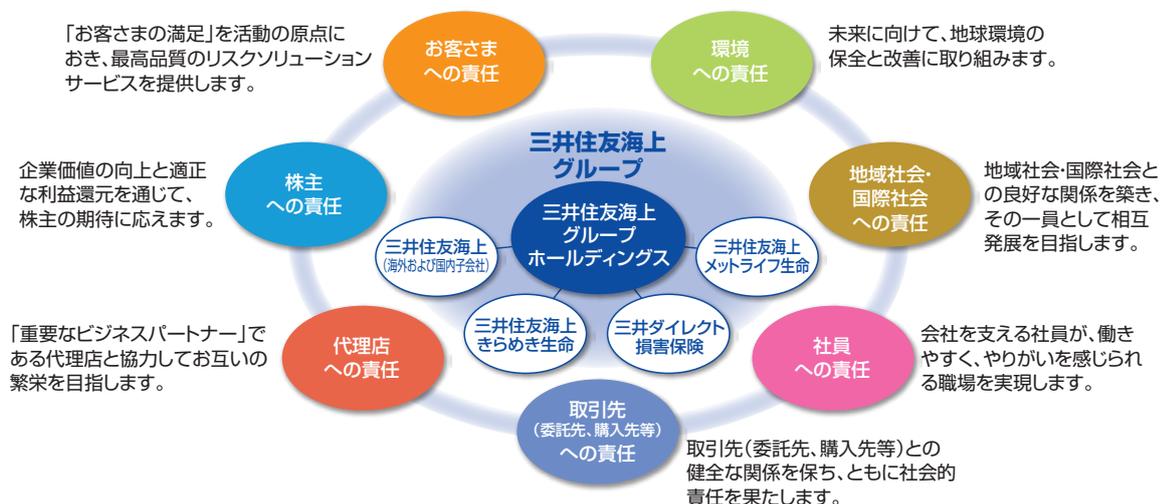
三井住友海上グループ行動憲章

わたしたち三井住友海上グループは、保険・金融サービス事業の公共性を原点として、

- 社会の不安とリスクに対して、最善の解決策を提供することを使命とし、
- 公平、公正で倫理的に正しい行動を最優先し、
- 常に十分なコミュニケーションを心掛けて、広く情報の開示を行い、

社会の誰からも信頼され、全ての社員が誇りに思える会社を目指します。

上記に続き、7つのステークホルダー（お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境）に対して果たすべき責任をそれぞれ定めています。また、最後に社員一人ひとりが心掛けていくべきことを「わたしたちの行動」としてまとめています。



コーポレートメッセージ

行動憲章の精神をわかりやすく表現した「コーポレートメッセージ」を作成し、日常の仕事の中で社員一人ひとりが、行動憲章の実践に努めています。

わたしたちは 一人ひとり一つひとつを大切にします。

ありがとうがあふれるように。

————— 品質向上に最優先で取り組む、グループ全社員の思いをこめて表現したものです。

ニューチャレンジ^{テン}10 (三井住友海上グループ中期経営計画・2007年度～2010年度)

——企業品質を競争力として永続的に発展する 世界トップ水準の保険・金融グループを目指して——

2007年度よりスタートした中期経営計画「ニューチャレンジ^{テン}10」は、三井住友海上グループ(MSIG)が2010年までに目指す姿、それを実現するための戦略、グループ全社員が大切にしていきたい価値観をまとめたものです。目標の実現に向け、グループ全社員一丸となって取り組んでいきます。

グループ基本戦略

「お客さま基点に立った“品質”の向上、“信頼”“成長”を通じ、CSR経営を実現」

- ①商品・サービスの品質向上に最優先で取り組むことによって、信頼を確保
 - ②より多くのお客さまからの、より深い信頼を通じて、事業の成長を実現
 - ③事業の成長によって拡大した経営資源をさらなる品質向上に向けた活動に投入
- ①～③の好循環によって絶え間ない品質向上を継続

お客さま基点

公平・公正かつ透明な活動により、お客さまにご満足いただくことに最大の価値を置くこと。

品質向上

お客さまとのあらゆる接点において、まず当たり前のことを確実に行う「当然品質」を実現し、次にお客さまの期待を上回る「感動品質」を追求するためのPDCAサイクルによる主体的な取り組み。

C(確認)においては、お客さまの声等の外部評価と自己評価を実施。

CSR経営

品質向上、信頼、成長の好循環を実現していくことにより、7つのステークホルダー(注)に対する責任を適切に果たしていく事業活動(=企業品質の向上)。(注)お客さま、株主、代理店、取引先、社員、地域・国際社会、環境



品質向上戦略

「一人ひとりが成長し、一つひとつの品質を向上」

社員、代理店の成長

- 自ら学び、自ら考え行動
- プロフェッショナルとして、自信と誇りを持って目標にチャレンジ
- コミュニケーション(相互理解)を通じたチームワークを重視

ステークホルダーの声を幅広く反映

- お客さまの声を大切に、常に業務を改善
- 各種業務を常に第三者の目により検証
- 地域・国際社会への貢献、地球環境の保全・改善を積極的に実行

業務プロセス・インフラの向上

- お客さまへ質の高いサービスを提供する業務プロセス
- 利用者にわかりやすく使いやすいシステム
- 業務を正確かつ適切に行うための事務・システム

グループ事業戦略

「グループ総合力を発揮し、お客さまに最大の価値を提供」

生命保険事業

- グループ生保2社の収益拡大。
- 三井住友海上きらめき生命はクロスセルを軸に、営業体制強化と販売チャネル多様化により成長基盤を構築。
- 三井住友海上メットライフ生命は個人年金市場における競争力を一層強化。
- 海外生保事業の拡大(アジア等)。

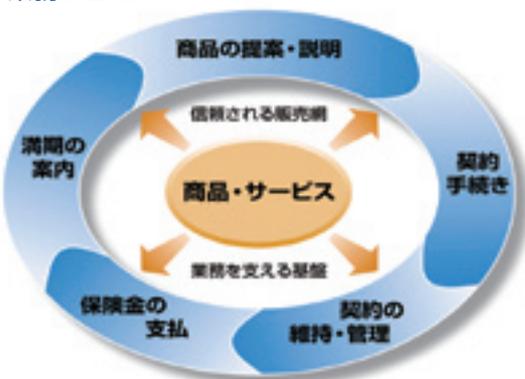
海外事業

- アジア・欧州・米州の3極体制確立と本社によるガバナンス強化。
- アジアでの圧倒的な事業基盤の確立。
- 選択と集中による戦略地域・分野への投資。

『国内損害保険事業』

各業務プロセスにおける品質を飛躍的に向上させ、これを競争力として事業を推進。

業務プロセス



商品

お客さまにとってわかりやすい商品・サービスの提供

販売

お客さまに信頼される販売網の構築と成長分野への積極的な取組み

損害サポート

保険金支払態勢を一層強化し、確実・親身に対応

事務・システム

業務プロセスを支える基盤の整備

資産運用

運用力の向上と適正なリスク管理

金融サービス事業

- 金融サービス商品の開発力と販売力の強化。

リスク関連事業

- 保険事業の競争力向上とグループ収益の拡大に貢献する事業の発掘・展開。

『グループ企業価値の拡大に向けた経営基盤強化』

コーポレートガバナンス、コーポレートブランド、リスク管理・コンプライアンス、資本政策、組織・要員体制

グループコア利益の推移



2010年度以降の戦略と経営目標は、新しい環境を踏まえ3社統合協議後に発表します。

注) グループコア利益 = 連結当期純利益 - 株式資本損益(売却損益等) - クレジットデリバティブ評価損益 - その他特殊要因
 - 生保子会社連結利益 + 三井住友海上きらめき生命保険(株)の標準責任準備金積増前利益
 + 三井住友海上メットライフ生命保険(株)の米国会計基準(US GAAP)に基づく持分利益等 <すべて税引後>

コーポレートガバナンス体制

基本的な考え方

当社は、グループの事業を統括する持株会社として、「経営理念」のもと、経営資源の効率的な活用と適切なリスク管理を通じ、グループの長期的な安定と発展を実現するため、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、企業価値の向上に努めています。

当社の経営体制

当社は、監査役会設置会社として、取締役(会)および監査役(会)双方の機能の強化、積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでいます。

執行役員制度を導入し、経営意思決定および監督を担う「取締役(会)」と業務執行を担う「執行役員」の役割を明確化してグループ経営管理の強化を図ります。また、経営から独立した社外人材の視点を取り入れて監視・監督機能を強化し、透明性の高い経営を行うため、取締役13名のうち4名、監査役4名のうち2名を社外から選任しています。このうち社外取締役および社外監査役それぞれ1名を当社専任とするとともに、社外取締役3名および社外監査役1名は三井住友海上社との兼務としています。なお、取締役会の内部委員会として、「人事委員会」「報酬委員会」を設置し、委員の過半数および委員長を社外取締役としています。

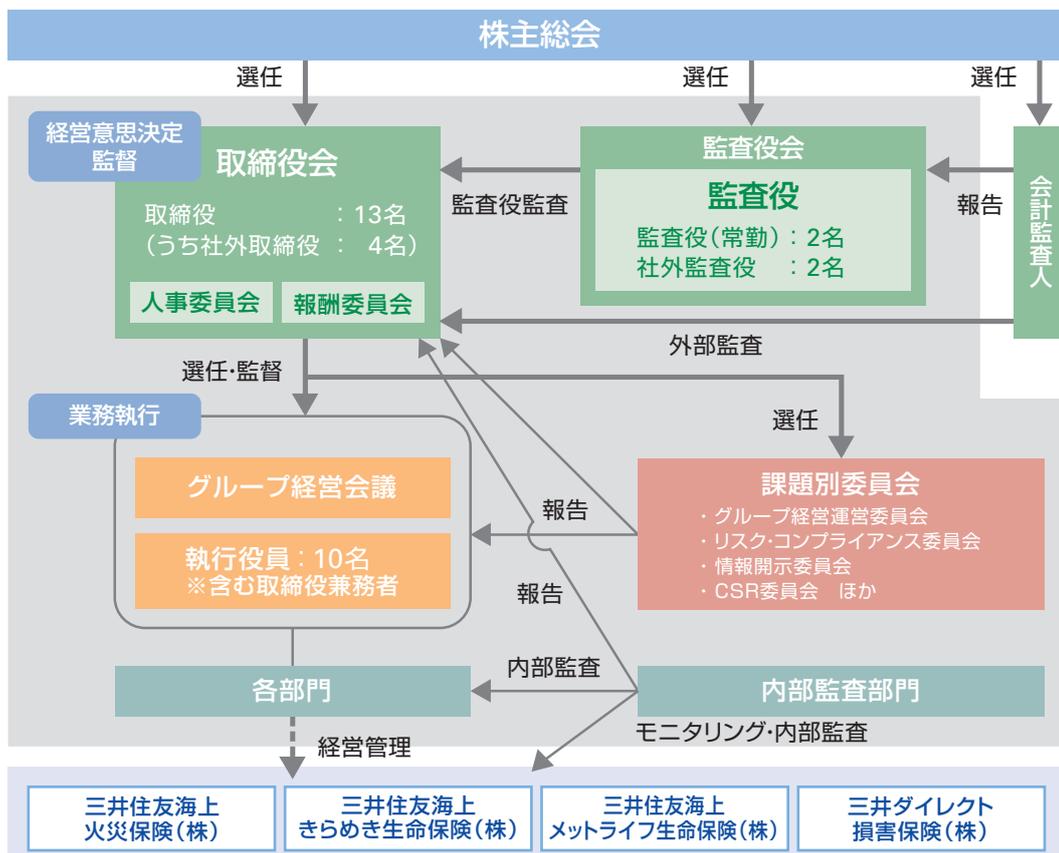
グループ経営管理体制

当社は、グループ国内保険会社との間で経営管理契約を締結し、経営に関する助言等を行っています。

また、グループ国内保険会社の事業に関する情報を直接かつ迅速に入手することは、グループ経営の円滑な運営に資すると考えることから、当社の社内取締役は、グループ国内保険会社の取締役を兼務する体制としています。そして、当社のグループ経営会議には、議事に応じてグループ国内保険会社の役員も出席しています。

【コーポレートガバナンスの体制】

(2009年6月26日現在)



内部統制システムに関する基本方針

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」において、会社法で求められる体制に加え、「財務報告の信頼性を確保するための体制」を体制整備の重要な視点として定めています。基本方針の概要は、以下のとおりです。

1. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ全体の事業を統括し、グループ全体の企業価値を最大化する観点から、当社が直接出資するグループ国内保険会社に対し、適切に株主権を行使します。
- (2) 当社は、グループ国内保険会社との間で経営管理契約を締結し、同契約に基づき、グループの基本方針について遵守を求めるとともに、グループ国内保険会社の重要事項について、当社の承認または当社への報告を求めるとします。また、原則として、孫会社については、経営管理契約に基づき、グループ国内保険会社が自らの子会社について適切に経営管理を行います。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループ経営計画を策定するとともに、その実現に向けて、事業分野別の目標数値を設定し、適切な経営資源の配分を行います。また、当社および子会社の業務執行状況を取締役会に報告します。
- (2) 当社は、迅速な意思決定と適切なモニタリングを両立させるため、執行役員制度を導入するとともに社外取締役を選任し、取締役の員数を15名以内とします。
- (3) 当社は、取締役および執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、組織・職務権限規程等を制定し、遂行すべき職務および職務権限を明確にします。

3. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社およびグループ会社は、グループ全役職員の日常活動における行動基準であり、かつコンプライアンスの基本方針および遵守基準である「三井住友海上グループ行動憲章」の浸透を図ります。また、反社会的勢力排除のための体制整備に取り組み、全役職員に反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で臨み、不当、不正な要求には応じない旨を徹底します。
- (2) 当社は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスの推進・徹底を図るため、コンプライアンス統括部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のコンプライアンス推進状況を定期的に取締役会に報告します。なお、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行うためリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、同委員会で確認された課題について必要な措置を講じます。
- (3) 当社およびグループ会社は、組織的または個人による不正・違法・反倫理的行為について、全役職員が社内の窓口および社外の弁護士に直接通報できるグループ内部通報制度を設けます。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（統合的リスク管理体制）

- (1) 当社およびグループ会社は、「三井住友海上グループリスク管理基本方針」に従って基本的な考え方を共有し、適切なリスク管理を実行します。
- (2) 当社は、当社およびグループ会社に内在する各種リスクを把握し統合的リスク管理を適切に行うため、リスク管理部門などの組織・体制を整備し、グループ全体のリスクおよびリスク管理状況を定期的に取締役会に報告します。なお、リスクおよびリスク管理状況をモニタリングするためリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、同委員会における協議結果（当社およびグループ会社の合算自己資本の十分性検証結果を含む）に基づきリスクの回避・削減などの必要な措置を講じます。
- (3) 当社は、グループ会社の危機管理・事業継続計画の整備状況を確認するとともに、グループ全体の危機管理・事業継続計画を整備します。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、監査役のうち最低1名は経理または財務に関して十分な知識を有する者を選任します。
- (2) 当社およびグループ会社は、「三井住友海上グループ情報開示統制基本方針」に従い、財務情報その他グループに関する情報を適時かつ適正に開示するための体制を整備します。
- (3) 当社は、公正な情報開示を担保するため情報開示委員会を設置し、当社およびグループ会社における財務報告に関する内部統制の整備・運用状況、ならびに情報開示統制の有効性を検証します。

6. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社およびグループ国内保険会社は、「三井住友海上グループ内部監査基本方針」に従い、グループ全ての業務活動を対象として内部監査体制を整備し、効率的かつ実効性のある内部監査を実行します。当社の内部監査部門は、当社およびグループ国内保険会社が実施した内部監査の結果等のうち重要な事項、被監査部門における改善状況等を当社の取締役会に報告します。

7. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書管理規程を制定し、取締役および執行役員の職務の執行に係る文書その他の情報を適切に保存および管理します。取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助するため、監査役室を設け専任の従業員を置きます。また、監査役室の独立性に配慮し、監査役室の組織変更、上記従業員の人事異動および懲戒処分を行うにあたっては監査役会の同意を得るほか、人事考課についても監査役会が定める監査役と協議のうえ行います。

9. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役および執行役員は、法令に定める事項のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果、内部通報制度における通報状況および内容を遅滞なく監査役会に報告します。
- (2) 従業員は、経営上重大な不正・違法行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、監査役会に直接報告することができるものとします。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、グループ経営会議等の重要な会議に出席します。
- (2) 取締役会長、取締役社長および代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換を行います。また、内部監査部門は、監査役から求められたときは、監査役の監査に協力します。

経営について

2008年度 主要経営指標(連結)	16
正味収入保険料	16
経常損益・当期純損益	16
総資産	17
純資産	17
主要な経営指標等の推移	18
国内保険子会社等における主要指標の状況	19
2008年度の事業概況	20
コンプライアンス	22
コンプライアンスに関する基本方針	22
コンプライアンス推進態勢	22
具体的活動内容	22
リスク管理	23
リスク管理	23
危機管理体制と事業継続態勢	24
内部監査・外部監査	24
情報開示方針	25
反社会的勢力に対する基本方針	25
利益相反管理に関する基本方針	26
個人情報保護方針	27

2008年度 主要経営指標(連結)

当社は2008年4月1日設立のため、前期との比較においては、連結子会社である三井住友海上火災保険(株)の2007年度の連結決算数値を使用しております。

正味収入保険料

△6.2%の減収となりました。

1兆4,456 億円

【正味収入保険料の推移】



【2008年度正味収入保険料の種目別構成】



2008年度の正味収入保険料は1兆4,456億円となり、前期と比べて△6.2%の減収となりました。これは、三井住友海上火災保険(株)が自動車損害賠償責任保険の料率引下げや国内自動車販売の落込み等により減収したことに加え、海外保険子会社も円高の影響により減収したこと等によります。

正味収入保険料

正味収入保険料は当社グループの中核事業である損害保険事業における主たる売上項目です。お客さまから直接受け取った保険料(元受保険料)から積立保険料相当分を控除し、再保険料を加減(出再保険料を控除し、受再保険料を加える)したもので、会社が引受けた危険に対応する保険料のことです。

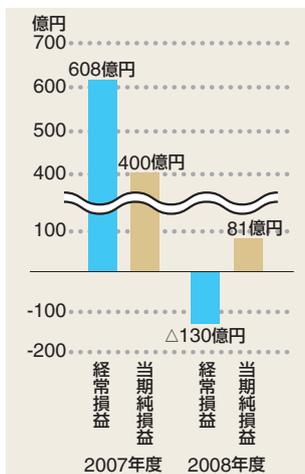
経常損益・当期純損益

経常損益は前期比△739億円、当期純損益は△318億円減少しました。

経常損失 130 億円

当期純利益 81 億円

【経常損益・当期純損益の推移】



【損益状況の対前期比較】

区分	2007年度	2008年度
保険引受収益	19,544	18,318
保険引受費用	17,225	15,699
資産運用収益	1,773	2,031
資産運用費用	542	1,700
営業費及び一般管理費	2,903	3,023
その他経常損益	△37	△57
経常利益又は経常損失(△)	608	△130
特別損益	△49	234
税金等調整前当期純利益	559	104
法人税等・少数株主利益	159	22
当期純利益	400	81

経常損益は前期比△739億円減少し、130億円の経常損失となりました。

これは、世界的な金融危機の影響を受け、有価証券で多額の評価損を計上したほか、欧州保険子会社で信用保険の大口保険事故が発生したこと等によります。一方、当期純損益は、三井住友海上火災保険(株)において価格変動準備金を取り崩し特別利益に計上したこと等から、81億円の当期純利益となりました。

経常損益・当期純損益

経常利益は通常の継続的活動で発生した損益を指し、正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や満期返戻金、営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税などを加減したものが当期純利益となります。

総資産

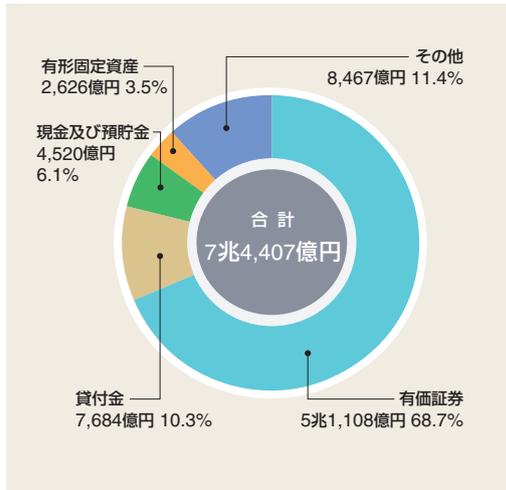
前期比△11.4%減少しました。

7兆4,407億円

【総資産の推移】



【2008年度 総資産の構成】



2008年度末の総資産は、世界的な金融危機の影響を主因に、保有株式の時価が下落したこと等から、前期比△9,570億円、△11.4%減少し、7兆4,407億円となりました。資産運用にあたっては、安全性、流動性に留意しつつ、安定的な資産運用収益を確保するためにさまざまな資産に分散投資を行っています。

総資産

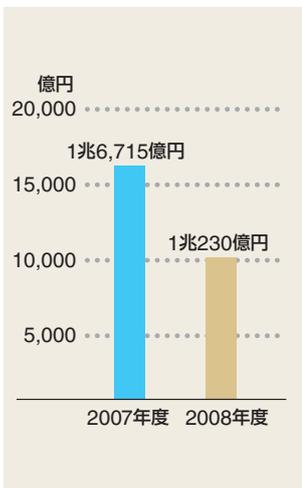
総資産は、会社が持っている現金や有価証券、土地、建物等すべての資産のことです。このうち、保険会社で一般的に最も多いのは株式、国債等の有価証券で、これ以外に貸付金、有形固定資産、現金及び預貯金等があります。総資産は、連結貸借対照表上では借方(左側)の計上額の合計として表されます。

純資産

前期比△38.8%減少しました。

1兆230億円

【純資産の推移】



【純資産の内訳】

(単位: 億円)

区分	2007年度	2008年度	増減額
株主資本			
資本金	1,395	1,000	△395
資本剰余金	931	1,326	395
利益剰余金	5,344	5,275	△68
自己株式	—	△46	△46
株主資本合計	7,671	7,556	△114
評価・換算差額等	8,879	2,556	△6,323
少数株主持分	164	117	△46
合計	16,715	10,230	△6,484

2008年度末の純資産は、株式相場が下落したことを主因に評価・換算差額等が減少したこと等から、前期比△6,484億円、△38.8%減少し、1兆230億円となりました。

純資産

純資産は、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分されます。株主資本は株主の拠出金である資本金・資本剰余金と、企業活動の成果である利益剰余金等から構成され、評価・換算差額等は、有価証券等の時価評価により生じるその他有価証券評価差額金等から構成されています。純資産は、企業の所有する資産から負債をすべて返済してなお剰余となる金額を表しているものといえます。

主要な経営指標等の推移

【連結経営指標】

(単位：百万円)

区 分	平成20年度
連結経常収益	2,040,013
連結正味収入保険料	1,445,651
連結経常損失	13,044
連結当期純利益	8,192
連結純資産額	1,023,021
連結総資産額	7,440,709
連結ベース1株当たり純資産額	2,411円70銭
連結ベース1株当たり当期純利益	19円45銭
連結ベース潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—
自己資本比率	13.59%
自己資本利益率	0.61%
株価収益率	116.97倍
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,612
投資活動によるキャッシュ・フロー	94,495
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,184
現金及び現金同等物の期末残高	455,430
従業員数(外・平均臨時雇用者数)	21,336人(一人)

(注)1.連結ベース潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.当社は平成20年4月1日設立のため、平成19年度以前に係る記載はしておりません。

国内保険子会社等における主要指標の状況

(1) 損害保険事業における主要指標の状況

(単位：百万円)

区 分	三井住友海上火災保険(株)		三井ダイレクト損害保険(株)	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
正味収入保険料	1,306,848	1,239,393	26,454	29,644
(対前期増減率)	△1.3%	△5.2%	16.8%	12.1%
正味損害率	65.1%	69.5%	63.5%	65.6%
正味事業費率	31.8%	34.0%	30.6%	28.2%
コンバインド・レシオ	96.9%	103.5%	94.1%	93.8%
保険引受利益	△19,641	32,477	△2,751	△2,471
経常利益	55,018	25,532	△2,617	△2,321
当期純利益	38,365	46,580	△2,663	△2,342
純資産額	1,609,065	941,431	7,832	5,493
総資産額	6,968,568	5,977,347	34,780	36,829
ソルベンシー・マージン比率	948.6%	692.8%	776.8%	467.0%

(注)1.三井住友海上火災保険(株)の指標は単体決算の数値を記載しております。また、正味収入保険料、正味損害率、正味事業費率およびコンバインド・レシオは、同社独自商品の自動車保険「もどリッチ(満期精算型払戻金特約付契約)」の払戻充当保険料を控除したベースで表示しております。

2.正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

3.正味事業費率…(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

4.コンバインド・レシオ…正味損害率+正味事業費率

(2) 生命保険事業における主要指標の状況

(単位：百万円)

区 分	三井住友海上きらめき生命保険(株)		三井住友海上メットライフ生命保険(株)	
	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
新契約高	1,505,706	1,653,905	592,414	592,936
保有契約高	8,616,481	9,030,848	2,527,872	2,478,765
保有契約年換算保険料	196,458	194,322	515,577	535,689
基礎利益	3,299	2,214	△5,904	△10,506
当期純利益	55	44	△12,466	△8,929
純資産額	57,485	56,064	15,018	26,495
総資産額	999,763	1,075,126	2,543,102	2,470,766
ソルベンシー・マージン比率	2,124.0%	2,069.1%	1,398.8%	729.6%

(注)1.新契約高、保有契約高、保有契約年換算保険料は、個人保険と個人年金保険の合計額を記載しております。

2.基礎利益は、保険本業の収益力を示す指標の一つで、「経常利益」から「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除したものです。

3.三井住友海上きらめき生命保険(株)は、5年チルメル式により計算された責任準備金繰入額に対して、平成19年度に67億円を、平成20年度に38億円を、標準責任準備金達成に向けた責任準備金の積み増しとして実施しております。

2008年度 (2008年4月1日から 2009年3月31日まで) の事業概況

経営環境と事業の概況

当期のわが国経済は、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響を受け、期半ば以降、輸出の落ち込みにより企業収益が減少し、設備投資が大幅に減少するとともに、個人消費や住宅投資が低迷するなど、景気が急速に悪化しました。

損害保険業界におきましては、国内自動車販売の落ち込みなど景気悪化の影響を受けたことに加え、自動車損害賠償責任保険の料率の引下げにより保険料収入が減少し、生命保険業界におきましては、少子高齢化を背景として新規契約高の減少が続くなど、保険業界における事業環境は厳しさを増しました。

当社は、迅速かつ機動的な事業展開と事業運営を行うとともにシナジーを追求して当社グループの総合力を最大限発揮するために、平成20年4月1日、三井住友海上火災保険株式会社(以下、「三井住友海上」といいます。)を株式移転完全子会社とする持株会社として設立されました。平成20年7月1日には、三井住友海上が保有していた三井住友海上きらめき生命保険株式会社(以下、「きらめき生命」といいます。)、三井ダイレクト損害保険株式会社(以下、「三井ダイレクト」といいます。))および三井住友海上メットライフ生命保険株式会社(以下、「MSIメット生命」といいます。))の株式すべてを取得し、持株会社である当社を核として事業を推進する体制を整備しました。

当社グループは、平成19年度からスタートしています中期経営計画「ニューチャレンジ10」に基づき、企業品質を競争力として永続的に発展する世界トップ水準の保険・金融グループを目指して、絶え間ない「品質」の向上、より多くのお客さまからの「信頼」の獲得、そして信頼を基礎とした事業の「成長」という好循環を通じたCSR(企業の社会的責任)経営の実現に取り組んでいます。

当社は、持株会社としてグループの全体統括を行い、経営資源配分やグループ各社の管理・監督等を通じて、国内損害保険事業、生命保険事業、海外事業、金融サービス事業、リスク関連事業の各事業を推進するとともに、グループ各社のリスク管理、コンプライアンス、内部監査の態勢の強化に積極的に取り組むなど、経営管理態勢の強化に注力しました。また、平成21年1月23日、当社および三井住友海上は、あいおい損害保険株式会社およびニッセイ同和損害保険株式会社との間で、新たな保険金融グループの形成を目指して経営統合および業務提携に関する協議を進めることについて合意しました。

国内損害保険事業

国内損害保険事業につきましては、高い品質を競争力として事業を推進することを目指しつつ、業務の効率化に取り組んでいます。

三井住友海上では、「安心のゴールキーパーでありたい」というメッセージを込めて創設した個人のお客さま向け主要商品の共通ブランド「GK」を使用した新商品「GK クルマの保険」を発売しました。さらに、適正かつ効率的な契約手続きを行うために代理店における電子計上システムの導入を推進したほか、公平かつ公正で迅速な保険金支払いのために保険金支払システムの機能を強化するなど、商品の開発から保険金のお支払いに至るまでの各業務プロセスにおいてイノベーションに取り組みました。

また、三井住友海上は、住友生命保険相互会社およびスミセイ損害保険株式会社と、事業拡大・効率化による企業価値の向上とお客さまへのより一層のサービスの拡充を目指して、業務提携関係をさらに強化することに合意しました。三井ダイレクトでは、インターネットの特性を活かした独自のビジネスモデルを構築しており、補償内容がシンプルでわかりやすい商品を提供するとともに、運転適性チェックサービスや指定修理工場の検索サービスを開始するなど、インターネットを利用したサービスのさらなる向上に注力しました。

生命保険事業

生命保険事業につきましては、国内損害保険事業、海外事業と並ぶ中核事業として、企業品質の向上を図りつつ、さらなる事業拡大に向けて取り組んでいます。

きらめき生命では、三井住友海上の損害保険代理店を通じた販売体制の一層の強化に加え、金融機関との保険販売に関する業務提携の推進等により、販売基盤の拡充を図りました。また、きらめき生命の個人のお客さま向け主要商品に「GK」ブランドを導入し、「GK 生命の保険」としてリニューアルしたほか、割安な保険料で保障を提供する低解約返戻金型定期保険を発売するなど、お客さまに最適な商品・サービスを提供すべく取り組みました。

MSIメット生命では、引き続き金融機関との業務提携を進め、個人年金保険の販売基盤を拡充しました。また、同社は財務基盤を強化するため、資本を増強しました。

海外事業

海外事業につきましては、三井住友海上において、ベトナム現地法人の設立、中国現地法人による広東支店の開設、欧州現地法人によるカタール支店の開設等、アジアおよび中東地域における拠点網を拡充することに加え、香港および台湾の各地域において複数設置していた拠点を統合するなど、事業の効率化を進めることにより、競争力の一層の強化を図りました。しかし、金融危機の影響を受けて欧州において信用保険の大口保険金支払が生じたこと等により、収支は悪化しました。

資産運用・金融サービス事業・リスク関連事業

資産運用につきましては、当社グループにおける運用の中核をなす三井住友海上において、安定的な収益を確保するため、資産負債の総合管理を推進するとともに、資産の価格変動リスクをさらに軽減するため、引き続き保有国内株式の圧縮に努めました。また、金融危機によって信用リスクや流動性リスクが増大したことを受けて、リスク性資産のモニタリングや信用リスク管理の強化等に取り組みました。その一方で、株式相場的大幅な下落等の影響により、多額の有価証券評価損が発生しました。

金融サービス事業につきましては、金融危機に対応して金融保証の引受けを大幅に抑制する一方で、引き続き確定拠出年金対応商品や天候・地震デリバティブの拡販等に努めました。リスク関連事業につきましては、保険事業の競争力向上とグループ収益の拡大を図るべく、リスクマネジメント事業、介護事業、資産評価鑑定事業等に関する各種サービスを引き続き提供しました。

2008年度の業績

以上の結果、当社の連結業績につきましては、保険引受収益が1兆8,318億円、資産運用収益が2,031億円、その他経常収益が49億円となり、これらを合計した経常収益は2兆400億円となりました。

一方、経常費用は、保険引受費用が1兆5,699億円、資産運用費用が1,700億円、営業費及び一般管理費が3,023億円、その他経常費用が106億円となった結果、2兆530億円となりました。この結果、経常損失は130億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税及び住民税などを加減した当期純利益は、81億円となりました。

当社単体の業績は、子会社等からの配当金として352億円、経営管理料として28億円を受領した結果、営業収益が380億円となり、経常利益は346億円、当期純利益は346億円となりました。三井住友海上につきましては、自動車損害賠償責任保険の料率引下げや自動車保険等の減収により、正味収入保険料

は1兆2,340億円と、前期に比べて5.9%減少しました。また、正味損害率は、69.8%と前期に比べて4.9ポイントの上昇となり、正味事業費率は、34.1%と前期に比べて2.5ポイントの上昇となりました。

きらめき生命につきましては、金融機関等での窓口販売の取組みの推進等により、個人保険および個人年金保険を合計した新契約高は1兆6,539億円と、前期に比べて9.8%の増加となり、これらを合計した保有契約高は9兆308億円となりました。また、団体保険の当期における新契約高は324億円となり、当期末の保有契約高は2兆5,913億円となりました。

三井ダイレクトにつきましては、正味収入保険料は296億円となり、前期に比べて12.1%の増加となりました。また、正味損害率は、前期を2.1ポイント上回る65.6%となり、事業費率は、前期に比べて2.4ポイント低下して28.2%となりました。MSIメット生命につきましては、個人保険および個人年金保険を合計した新契約高は5,929億円と、前期に比べて0.1%の増加となり、当期末の保有契約高は2兆4,787億円となりました。

対処すべき課題

金融危機の影響を受けて、世界の实体经济は悪化しています。わが国においても、企業業績の悪化が雇用情勢、所得環境に影響を与えており、個人消費や設備投資の減少等、景気の低迷が続くものと見込まれます。

保険業界においては、自動車販売や住宅投資の低迷、少子高齢化の進展、先行き不透明な金融市場の動向等、事業環境がより一層厳しさを増すものと思われます。このような中、お客さまのニーズの変化や販売チャネルの多様化への的確な対応等、成長力を強化する取組みに加え、適切な保険引受管理、効率的な業務プロセスの実現等、収益力を高めるための取組みをさらに進めることが重要になっています。

当社グループでは、中期経営計画「ニューチャレンジ10」に基づき、お客さまにわかりやすい商品・サービスの提供、お客さまに信頼される販売網の構築と成長分野への積極的な取組み、公平かつ公正で迅速な保険金支払いのための態勢の一層の強化、業務プロセスを支える基盤の整備により、あらゆる業務における品質を飛躍的に向上させ、これを競争力として事業を推進します。

当社は、引き続き経営資源配分やグループ各社の監督等の全体統括を通じて、内部統制のより一層の強化やリスク管理、コンプライアンスのさらなる徹底等に取り組み、グループとしての経営管理態勢を強化します。さらに、当社グループは、グローバルに事業展開する世界トップ水準の保険金融グループを創造し、持続的な成長と企業価値向上を実現するために、あいおい損害保険株式会社およびニッセイ同和損害保険株式会社との経営統合および業務提携の実現に向けて、総力を挙げて取り組みます。

(注) 保険料等の金額は、記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示しています。

コンプライアンス

コンプライアンスに関する基本方針

三井住友海上グループは、「三井住友海上グループ行動憲章」をグループのコンプライアンスに関する基本方針および遵守基準と位置づけ、コンプライアンス意識の徹底に取り組んでいます。グループ国内保険会社はこれを踏まえた各社ごとのコンプライアンスに関する方針を策定するなどして、役員・社員一人ひとりが、法令や社内ルール等を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行っていくことの重要性を認識して、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの信頼に応える業務運営に努めることにより保険事業者としての社会的責任を果たしていきます。

具体的活動内容

コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスに関する全社的な実践計画として、当社およびグループ国内保険会社ではそれぞれ「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で決定し、具体的な取組みを推進しています。また、グループ国内保険会社の取締役会や監査委員会またはコンプライアンス委員会等に対し、コンプライアンス・プログラムの実施状況・課題等が定期的に報告されています。

コンプライアンス・マニュアル

当社およびグループ国内保険会社では、それぞれのコンプライアンスに関する方針、法令等遵守に関する規程、役員・社員が遵守すべき法令およびその事例解説等を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、役員・社員に対して配付するとともに、研修等を通じて、コンプライアンスに関する基本事項の周知徹底を図っています。また、法令や社内ルール等に違反するおそれのある行為が発見された場合の報告先を同マニュアルの中で明記し、このような行為に関する事実確認・調査を行う体制を整備しています。

コンプライアンスに関する研修

当社およびグループ国内保険会社では、「コンプライアンス・プログラム」等に基づき、役員・社員・代理店に対する教育・研修計画を毎年度策定・実施し、法令等遵守の重要性の意識強化および法令や社内ルールに対する知識の向上に努めています。

コンプライアンス推進態勢

当社は、グループのコンプライアンスに関する事項を統括して管理する部門として、コンプライアンス部を設置しています。

グループ国内保険会社においては、コンプライアンス事項を所管するそれぞれのコンプライアンス担当部門が、コンプライアンスに関する方針・社内規定・施策の策定・推進、保険募集に関する業務運営ルールの企画・運営を担うほか、法令や社内ルール等に違反するおそれのある行為に関する事実確認・調査を行う機能を有しています。

コンプライアンスに関する各種点検

グループ国内保険会社では、法令や社内ルール等に違反するおそれのある行為の発生防止と発生時の迅速な対応を目的に、コンプライアンスに関する各種点検に取り組んでいます。

たとえば、三井住友海上社においては、営業部門および損害サポート部門で、あらかじめ定められた日常業務に関する重要項目の自主点検として「業務管理点検」を毎月実施しており、日常業務における不備を的確に発見し、早期に是正する活動を行っています。また、「業務管理支援システム」、「業務管理報告システム」、「団体募集管理点検システム」等の点検システムを導入し、営業課支社・保険金お支払センターにおいて不備状況を適時適切に把握することができるようにしています。

その他のグループ国内保険会社においても、それぞれの会社のビジネスモデルに応じ、コンプライアンス上の課題を踏まえた点検活動を行っています。

持株会社によるモニタリング活動

当社のコンプライアンス部は、グループ国内保険会社のコンプライアンス体制やコンプライアンス推進状況のモニタリング活動を行い、グループ全体の状況を把握した上で、経営への報告を行っています。また、当社とグループ国内保険会社によるコンプライアンス部門連絡会議を開催し、コンプライアンス上の課題認識および知識・ノウハウの共有化を通じて、グループ全体のコンプライアンス体制の強化に努めています。

リスク管理

リスク管理

保険事業のリスク

保険事業にかかるリスクにはさまざまなものがあります。保険金や給付金のお支払いといった事業の中心的な役割から発生する保険引受リスクおよび資産運用リスクは、単に抑制すべきものではなく、収益とのバランスをとりながら管理すべきものです。一方、事務の誤りやシステム障害等に起因するオペレーショナルリスクは、その発生や損失をできるだけ抑制することが望ましいリスクです。三井住友海上グループでは、これらのリスクに的確に対応し、お客さま、株主、その他すべてのステークホルダーへの責任を果たすことができるよう、リスク管理をグループ経営の最重要課題と位置づけ、取組みを行っています。

保険引受リスク	保険事故の発生率や事故・災害の規模が予測を超過して変動することにより保険収支が悪化するリスク。
資産運用リスク	金利、債券価格、為替、不動産価格・賃貸料等の変動や投融資先の財務状況等の悪化によって、保有する資産（オフバランス資産を含む）の価値や収入が減少するリスク。また、負債特性（保険金の支払い）に応じた資産を確保できないことによるリスクも含まれています。
オペレーショナルリスク	事務処理、情報システム運営、個人情報保護、会社運営や取引上の法務、その他事故や災害等にかかるリスク。

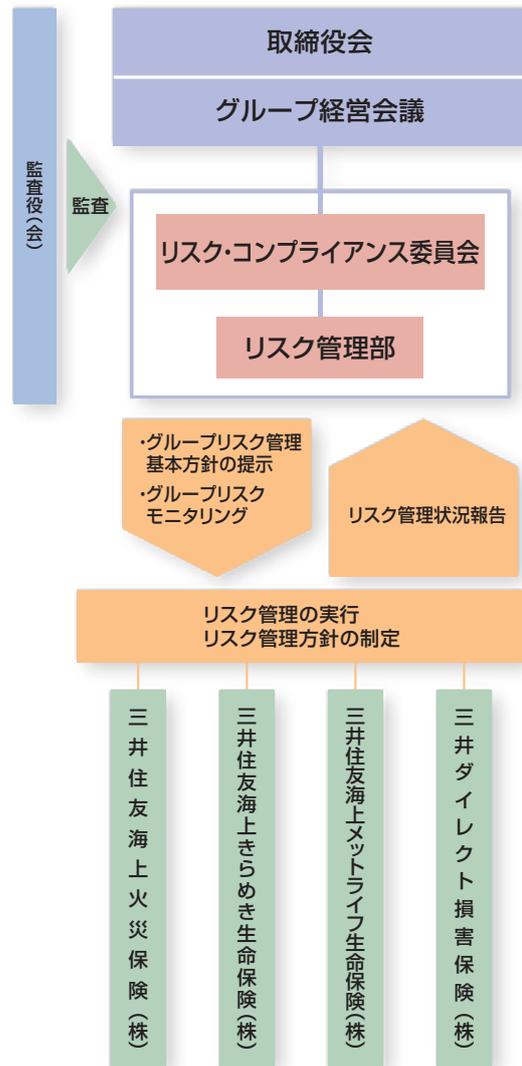
リスク管理基本方針

三井住友海上グループでは、グループに共通の「三井住友海上グループリスク管理基本方針」を制定し、グループ内で共有された基本的な考え方のもとでリスク管理を実行しています。「三井住友海上グループリスク管理基本方針」には、リスク管理の基本プロセスと体制、保険グループとして認識すべきリスクの定義や管理の考え方等について定めています。グループ国内保険会社では、この基本方針に沿って各社の実態に合わせた「リスク管理方針」を制定し、主体的にリスク管理を行っています。

リスク管理体制

グループ国内保険会社は、各社それぞれのリスク管理を実行します。当社は、グループ全体のリスクおよび各社のリスク管理の状況をモニタリングし、グループ全体の統合的リスク管理を実施しています。リスク管理にあたっては、当社リスク管理部が、グループ国内保険会社からのリスクおよびリスク管理の状況に関する報告を定期的に受け取り、報告内容を分析した後、重要事項についてはリスク・コンプライアンス委員会の協議も踏まえて取締役会に報告を行う体制としています。

【リスク管理体制図】



統合的リスク管理

当社では、グループ国内保険会社からのリスクおよびリスク管理の状況報告に基づき、リスク計量化による定量的アプローチと計量化が困難なリスクを質的に評価する定性的アプローチを行い、当社が直面するさまざまなリスクを管理しています。

定量的アプローチ

保険引受リスクや資産運用リスクを確率論的手法(VaR)^(注)により計量化の上、保有リスクの水準がグループの体力(資本)に見合ったものになっているかを定期的に確認しています。

また、グループ国内保険会社の保有リスクが、各社ごとに設定したリスクリミットを超えていないかをモニタリングし、各社におけるリスクの動向を注視しています。

なお、リスクの計量化にあたっては、大規模な自然災害や金融市場の混乱等例外的ではあるが、蓋然性のある事象が発生した場合に起こりうる損失の可能性についての検証(ストレス・テスト)を定期的に行っています。

(注) VaR: バリュアット・リスク＝一定の確率の下で被る可能性のある予想最大損失額

定性的アプローチ

保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスクについてグループ国内保険会社のリスクの管理状況や管理体制の整備状況を確認し、評価を行っています。

また、グループ内におけるリスクの伝播、偏在、集中によりグループ全体の健全性に影響を与えることのないように、投融資額の集積状況の管理やグループ会社間における取引状況等をモニタリングしています。

危機管理体制と事業継続態勢

グループ保険会社では、リスクが発現し、その影響が甚大となるような事態に備え、危機発生時の対応策を定めた危機管理マニュアルや事業継続計画(BCP)を策定しております。また、その実効性の確保のため、定期的な見直しや演習を行い、的確な事業継続態勢(BCM)の確立に努めております。

さらに、このような事態の影響が他のグループ会社へ伝播する場合に備えて、当社はグループ全体としての危機管理体制や事業継続態勢を整備し、その実効性を確認していきます。

内部監査・外部監査

社内・社外の監査・検査

当社では、監査役・内部監査部門および社外の監査法人による監査が、それぞれの立場から行われています。監査役と内部監査部門とが連携し監査結果を相互活用するなど、監査の実効性を一層向上させることに努めています。

社内の監査

- ・ 監査役による監査(業務監査・会計監査)
- ・ 内部監査部門(監査部)による内部監査

社外の監査

- ・ 監査法人(あずさ監査法人)による外部監査(会社法・金融商品取引法に基づく監査)

なお、上記監査とは別に、金融庁および財務省財務局による保険業法に基づく検査も実施されます。

三井住友海上グループの内部監査態勢

三井住友海上グループでは、「法令等遵守態勢を含む内部管理態勢の適切性と有効性の検証および改善に向けた提言を行うことを通じて、グループ各社の健全かつ適切な業務運営の確保、内部管理の改善および経営管理の高度化を図る」ことを目的として、内部監査を実施しています。

グループ国内保険会社はそれぞれ、「三井住友海上グループ内部監査基本方針」に則って内部監査態勢を整備した上で、自社の内部監査部門により内部監査を実施し自社内(その子会社・関連会社についても対象)の内部管理態勢について検証しています。それぞれの内部監査部門は、内部監査の結果を監査対象組織に通知して是正・改善を指示し、また、監査対象組織からの報告等に基づき是正・改善状況を確認します。さらに、内部監査結果や改善状況等は、定期的に自社の取締役会に報告されています。

当社では、内部監査部門として独立した立場の監査部を設置して、社内の内部監査の実施に加えて、グループ国内保険会社が実施した内部監査の結果や是正・改善状況のモニタリング等を行っており、グループ経営上重要な内部管理態勢上の課題についても取締役会に報告がなされています。

情報開示方針

当社では、三井住友海上グループ各社における対外的な情報開示の方針を定めた「三井住友海上グループディスクロージャー基本方針」を2008年4月に策定しました。この基本方針に則り、グループ各社は、法令および証券取引所の定める開示ルール of 徹底を図るとともに、それぞれのステークホルダーが、正しく、かつ速やかにその実態を認識できるよう、情報開示を行ってまいります。

三井住友海上グループディスクロージャー基本方針

三井住友海上グループホールディングス株式会社およびMSIG国内保険会社(三井住友海上火災保険株式会社、三井住友海上きらめき生命保険株式会社、三井住友海上メットライフ生命保険株式会社および三井ダイレクト損害保険株式会社の4社をいう。)は、当社グループの行動憲章に則り、当社グループの重要情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示の基本姿勢

当社グループの情報開示につきましては、お客さま、株主、投資家などの皆さまが当社グループの実態を認識・判断できるように情報開示を行ってまいります。

2. 情報開示の基準

適時開示につきましては、法令および証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則(以下「適時開示規則」という)」等に従い、情報開示を行います。

また、適時開示規則に該当しない情報であっても、お客さま、株主、投資家など皆さまの契約判断・投資判断等に資する有用情報を開示してまいります。

3. 情報開示の方法

当社グループからの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページなどを通じ、お客さま、株主、投資家などの皆さまに情報が伝達されるよう配慮を行ってまいります。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、反社会的勢力による不当・不正な要求に対して毅然と対応していますが、その運営を一層強化するために、2008年5月に「三井住友海上グループ反社会的勢力に対する基本方針」を定めています。全社を挙げて反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保してまいります。

三井住友海上グループ反社会的勢力に対する基本方針

1. 三井住友海上グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。
2. 反社会的勢力による不当要求等に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、従業員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応を行います。また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事両面からの法的対応を行います。

利益相反管理に関する基本方針

金融機関の提供するサービスの多様化やグループ化の進展に伴い、金融機関または金融グループ内において、対立・競合する複数の利益が存在し、利益相反が発生する可能性が高まっています。

こうした中で、三井住友海上グループとしてお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引を管理し、適切に業務を行うため、2009年6月1日付で「三井住友海上グループ利益相反管理に関する基本方針」を定め、当社ホームページ上(<http://www.msig.com>)で公表しています。

当社および当社の子会社である保険会社は、この方針を踏まえ、それぞれ利益相反管理規程の制定や利益相反に関する管理統括部署の設置等社内体制を整備し、適切な対応を進めています。

三井住友海上グループ利益相反管理に関する基本方針

当社および当社の子会社である保険会社(以下「グループ国内保険会社」といいます。)は、以下の方針に基づき、グループ国内保険会社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反取引を管理し、適切に業務を行うものとします。

1.法令等の遵守

当社およびグループ国内保険会社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守します。

2.利益相反の管理

当社およびグループ国内保険会社は、利益相反取引を特定し、お客さまの利益が不当に害されることのないようにするため、利益相反管理規程の策定等必要な措置を講じて利益相反取引を適切に管理します。

この場合において、管理対象取引その他については次のとおりとします。

(1)管理対象取引

本方針において管理対象とする利益相反取引とは、グループ国内保険会社または当社の子金融機関等が行う取引において利益相反が生じるもののうち、グループ国内保険会社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2)保険関連業務

「保険関連業務」とは保険会社が行うことができる業務をいい、金融商品取引法上の登録金融機関として行う業務を含みます。

(3)当社の子金融機関等

三井住友海上グループのグループ会社のうち、グループ国内保険会社以外の保険業その他の金融業を行う者をいいます。

3.社内体制の整備

当社およびグループ国内保険会社は、利益相反に関する管理統括部署または管理統括者を設置し、利益相反に関する情報の収集を行うことにより利益相反取引を一元的に管理し、その記録を保存します。

また、当社およびグループ国内保険会社は、利益相反について定められた法令、指針、社内規程等を遵守するため、役員および社員を対象に必要な教育・研修等を行い、お客さまの利益が不当に害されることのないように努めます。

以上

<補足説明>

グループ国内保険会社および当社の子金融機関等に該当する主な会社は次のとおりです。

グループ国内保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
三井住友海上きらめき生命保険株式会社
三井ダイレクト損害保険株式会社
三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

当社の主な子金融機関等

三井住友海上ローンサービス株式会社
三井住友アセットマネジメント株式会社

以上

個人情報保護方針

三井住友海上グループでは、個人情報保護法等の諸法令を遵守するとともに、社内規程の整備、システムセキュリティの拡充、社員・代理店への情報管理教育の徹底、情報漏えいリスクの軽減等、より強固な情報管理態勢の構築に向けて、継続的な取り組みを進めてまいります。また、以下のとおりグループの「お客さま情報管理基本方針」および持株会社の「プライバシーポリシー」を定め、ホームページ上(<http://www.msig.com>)で公表しております。

三井住友海上グループお客さま情報管理基本方針

三井住友海上グループ(以下「MSIG」といいます。))は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、MSIGの事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の法令・ガイドラインを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

- MSIGは、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲内で利用いたします。
- MSIGは、法令に定める場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することはありません。
- MSIGは、お客さまへより良い商品・サービスを提供させていただくため、およびグループ会社の経営管理のため、グループ内でお客さまの個人データを共同利用することがあります。
- MSIGは、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止に努めるとともに、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。また、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、必要かつ適切な監督を行います。
- MSIGは、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、グループにおける個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、継続的に見直し、改善いたします。
- MSIGは、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切・迅速に対応いたします。また、保有個人データについて、ご本人から開示・訂正等のご要請があった場合は、法令に基づき速やかに対応いたします。

三井住友海上グループホールディングス プライバシーポリシー(要旨)

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の法令・ガイドラインを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じてまいります。

また、弊社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。

なお、弊社における個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

1.個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得します。

2.個人情報の利用目的

弊社は、個人情報の利用目的を通知または公表し、その利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

3.個人データの第三者への提供

弊社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- 法令に基づく場合
- 弊社の業務遂行上必要な範囲内で業務委託先に提供する場合
- 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続(いわゆるオプトアウト)を行って第三者に提供する場合
- 弊社のグループ会社との間で共同利用を行う場合

4.個人データの共同利用

弊社は、子会社の経営管理を行うため、持株会社と各子会社間で個人データを共同利用することがあります。

5.開示、訂正等のご請求

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、弊社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。

弊社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

6.個人データの安全管理措置の概要

弊社は、取扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、弊社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

7.お問い合わせ窓口

弊社における個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会、開示、訂正等、利用停止等のご請求、安全管理措置に関するご質問は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

三井住友海上グループホールディングス株式会社
文書法務部

電話番号 : 03-3297-4841

電話受付時間 : 9:15~17:00(月~金)

※年末年始、祝休日は除きます。

各社のトピックス・社会活動

トピックス	30
三井住友海上火災保険(株)	30
三井住友海上きらめき生命保険(株)	30
三井住友海上メットライフ生命保険(株)	31
三井ダイレクト損害保険(株)	31
社会貢献活動	32
環境問題への取組み	34

三井住友海上グループについて

経営について

各社のトピックス・社会活動

業績データ

会社概要

トピックス

三井住友海上火災保険(株)

三井グループ金融4社提携による 中堅・中小企業向け確定拠出年金プランを創設

中央三井アセット信託銀行株式会社、株式会社三井住友銀行、三井生命保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社の三井グループ金融4社は共同で、中堅・中小企業向け確定拠出年金「三井住友海上カルテット総合型DCプラン」を2008年10月より立ち上げました。2012年の税制適格退職年金制度の廃止に向け、退職金・年金制度を改定する必要性が高まっています。このニーズに応えるため、新たな総合型確定拠出年金をスタートしました。

住友生命保険相互会社との業務提携の強化

住友生命保険相互会社と三井住友海上火災保険株式会社(以下、「同社」)は、2009年10月以降を目処に、損保募集資格を有する住友生命の営業職員約2万9千人を通じて、同社の損保商品を全面的に販売するなど、業務提携関係を一層強化することに基本合意しました。また、2009年10月以降、スミセイ損害保険株式会社(以下、「スミセイ損保」)に加入している契約者に対しては、同社の商品への切り替えをご案内するとともに、切り替え期間終了後、スミセイ損保に残存するご契約(長期契約等)については、関係官庁から必要な認可または承認が得られることを条件として、同社への包括移転を行う予定です。

ベトナムに現地法人設立

2008年9月18日付で、ベトナム財務省より、三井住友海上100%出資の損害保険会社(ベトナム現地法人)設立について日本の損害保険会社として初めて正式認可を取得し、2009年3月1日より営業を開始しました。

ベトナムで事業展開されるお客さまに、より一層きめ細かな保険サービスを提供させていただくとともに、ベトナムのみならず、インドシナ地域でタイ、カンボジアに営業拠点を持つ同社の同地域でのサービス・ネットワークがさらに拡充されることになりました。

米国で日系損保初の天候保険の販売を開始

米国子会社、三井住友海上USA社とMSIギャランティードウエザー社(以下、「MSIGW社」)は天候保険の販売体制を米国カンザス州で整え、日系損保初となる天候保険の販売を開始しました。全米50州で販売体制を構築しています。

また、MSIGW社は、英国の月刊誌「Environmental Finance」主催の天候デリバティブ部門におけるアジアの最優秀ディーラー「Best Dealer in Asia」を受賞しました。日系損保の受賞は同社のみであり、グローバルな天候デリバティブ市場において、三井住友海上およびMSIGW社は、今後もアジア地域および北米地域を代表するプレーヤーとして、業容の拡大を目指します。

三井住友海上きらめき生命保険(株)

「GK 生命の保険」ブランドを展開

2008年10月から、三井住友海上グループ商品ブランド「GK～安心のゴールキーパーでありたい」を個人のお客さま向け主力商品に展開しています。

従来は、自動車保険・火災保険・傷害保険・生命保険といったグループで取り扱う商品ごとにブランド展開を行っていましたが、業界初の取組みとして生命保険も含めた個人向け主要商品の共通ブランドとして「GK」を使用し、第1弾の「GK クルマの保険」に続き、「GK 生命の保険」を展開しています。



各種「先進医療ツール」を作成

猿田享男先生(慶応義塾大学名誉教授、厚生労働省・先進医療専門家会議座長)の監修のもと、先進医療の基礎知識や情報を分かりやすくお伝えする次の「先進医療ツール」を作成し、2009年4月から提供を開始しました。

ホームページ上の 専用ウェブサイト 「先進医療ナビ」



冊子「先進医療を知る ガイドブック」



映像DVD「先進医療を知る」



オープンセミナー「闘わないがん治療 粒子線治療 セミナー」を開催

社会貢献活動の一環として、健康・医療をテーマとしたオープンセミナー「闘わないがん治療 粒子線治療セミナー」を全国各地で開催しています。2009年3月末までに延べ76回開催し、1万3,000名を超えるお客さまにご聴講いただきました。ほかにも「先進医療と休眠療法」、「免疫細胞療法セミナー」、「乳がんセミナー」等のオープンセミナーを実施し、健康と医療に関する「予防」と「備え」に理解を深めていただくことに努めています。

三井住友海上メットライフ生命保険(株)

新機能を追加した 通貨選択型定額個人年金保険を新発売

大変厳しい金融情勢を背景に、安定運用を求めつつ資産を増やしていきたいとのお客さまニーズにお応えして、2009年4月に新機能を追加した定額個人年金保険を新発売しました。

新商品ではこれまでの米ドル、豪ドル、日本円の3通貨に「ユーロ」が追加され、より多くの通貨を選択できるようになりました。

さらに、新たな機能である「延長セレクトプラン」を選択することで、年金受取開始日の繰下げと、予定利率の更改を同時に行うことができます。

今後も、より一層お客さまのニーズにお応えすることができる商品を提供していきます。

2008年度の代理店募集人向けトレーニング 受講者が1万人を突破

保険募集を行う代理店の教育・研修体制の強化に努めており、ご好評をいただいています。東京の日比谷に続き、関西支社にもトレーニングセンターを開設し、2008年度の受講者は、東京と大阪の合計で1万人を突破しました。

研修の内容は、セールスモチベーションの向上を図る「マインド」、お客さまと良好な人間関係を構築するためのコミュニケーションや販売に関する技術の向上を図る「スキル」、商品知識、コンプライアンス、投資・年金・税金に関する専門知識を習得する「知識」の3つの切り口から、きめ細かなプログラムを準備しています。

今後も、代理店の皆さまに、専門性が高く質の高いサポートが提供できるよう研鑽を重ねていきます。

「ベルリンフィル12人のチェリストたち」 東京公演に特別協賛

文化活動への貢献の一環として、2008年7月13日にサントリーホールで開催された「ベルリンフィル12人のチェリストたち」の東京公演を特別協賛しました。

「ベルリンフィル12人のチェリストたち」は、世界最高峰のオーケストラであるベルリン・フィルハーモニー管弦楽団のチェロ奏者で構成されており、1990年以来2年に1度、日本公演が開催されています。今回の2008年公演がちょうど10回目にあたる記念公演となり、当日は天皇、皇后両陛下もご鑑賞されました。



三井ダイレクト損害保険(株)

Webサイト上で新たなお客さまサービスを開始

2008年5月22日から、Webサイト上での新たなお客さまサービスとして、気軽に自動車の運転適性をチェックできる「運転適性eチェック」と同社の指定修理工場を地図で検索できる「指定修理工場eMAP」の2つのサービスを開始しました。

「運転適性eチェック」は、安全運転に必要とされる瞬間的な「状況把握力」「記憶力」「反応力」等が診断でき、不得手な分野を自覚し交通事故未然防止に役立てていただくことを目的としています。

「指定修理工場eMAP」は、同社が全国に展開する約550カ所の指定修理工場の検索ツールとして用意したもので、住所、郵便番号、修理工場名等から最寄りの指定修理工場が簡単に検索することができます。

運転適性eチェック



指定修理工場eMAP



お客さま携帯カード情報送信サービス開始

2008年7月より、お客さまのご契約内容と事故時の連絡先等をお客さまの携帯電話にメール送信するサービスを開始しました。これに伴い自動車保険でeサービス特約を付帯したお客さまも、お車の故障やトラブル、事故の際のご連絡に必要な情報を手軽に携帯できるようになりました。

社会貢献活動

「三井住友海上グループ社会貢献活動方針」に則って、社員のボランティア活動支援、メセナ活動、助成活動、スポーツ振興をCSR推進活動の中に明確に位置づけ、推進しています。

【基本方針】

三井住友海上グループは、グループ行動憲章に則り、地域社会・国際社会の一員として、その持続的発展に貢献するとともに、社員ならびに代理店の社会貢献活動を支援します。

1. 「会社」主体の社会貢献活動の推進 常に地域社会・国際社会との接点を意識し、社会の発展に寄与します。
2. 「社員」「代理店」主体の社会貢献活動の支援 社員ならびに代理店の自主的な社会貢献活動を支援し、社会参加意識を持って行動する人財を増やすことにより、グッドカンパニーを目指します。

「会社」主体の社会貢献活動の推進

保険業を通じた社会貢献活動

福祉車両割引(三井住友海上)

福祉車両の普及促進をサポートし、福祉の推進を支援するために、自動車保険料の約3%を割引く福祉車両割引を実施しています。

投資教育活動の実施(三井住友海上メットライフ生命)

豊かなセカンドライフをどのように実現していくか。これは、大きな課題であるとともにますます注目されています。

当社では、セミナー等を開催し、広く社会に情報提供を行っています。



保険業以外での社会貢献活動

寄付活動・物品寄贈

(三井住友海上、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上メットライフ生命)

オフィスのレイアウト変更等で発生する余剰什器を、NPOや社会福祉施設等に寄贈しています。また、株主優待品やカレンダー等も、有効に活用いただける団体に寄贈しています。

全国の拠点ビルで献血・骨髄ドナー登録会を開催

(三井住友海上、三井住友海上きらめき生命)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
献血協力者数	575名	637名	617名	658名
骨髄ドナー登録者	65名	52名	64名	34名

障がい者スポーツの普及・強化を支援

(三井住友海上きらめき生命)

財団法人日本障害者スポーツ協会、日本視覚障害者柔道連盟、日本身体障害者陸上競技連盟の活動に協賛し、障がい者スポーツの普及・強化に取り組んでいます。

役職員主体の社会貢献活動の支援

『三井住友海上グループに所属する一人ひとりが、地域社会・国際社会の一員として、社会の課題に気づき解決へ向けた活動に参加する。』それは社会的責任であるとともに、「他者を思いやる心」の持ち主になっていく大切な機会だと考えています。

社員の社会貢献活動を支援するための制度

災害時義援金マッチングギフト制度

(三井住友海上、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上メットライフ生命、三井ダイレクト)

グループ社員の災害被災者への義援金に対して、当社グループとして同額を寄贈する「災害時義援金マッチングギフト制度」を実施しています。

(1) 対象災害: 国内…災害救助法適用災害

海外…日本経団連が情報提供する大規模災害

(2) 拠出金額: 社員義援金募金額と原則同額

【拠出実績】

拠出災害	協力者数	社員拠出額	マッチングギフト	合計
ミャンマーサイクロン災害	3,380名	4,257,000円	4,257,000円	8,514,000円
中国・四川大地震	3,838名	5,440,000円	5,440,000円	10,880,000円
岩手・宮城内陸地震	1,785名	3,255,500円	3,255,500円	6,511,000円
富山大雨災害 金沢豪雨災害※1	622名	987,000円	987,000円	1,974,000円
愛知県岡崎市・名古屋市大雨災害※2	1,106名	1,738,000円	1,738,000円	3,476,000円
合計	10,731名	15,677,500円	15,677,500円	31,355,000円

※1 本災害より、三井住友海上メットライフ生命が参加

※2 本災害より、三井ダイレクトが参加



中国・四川大地震義援金贈呈式

ボランティア休暇・休職制度

(三井住友海上、三井住友海上きらめき生命)

福祉、骨髄提供、環境美化、災害救援等の活動を行う際、年次有給休暇数を上限に申請できます(勤続1年以上)。ボランティア諸活動を行う際、6ヵ月以上2年4ヵ月以内であれば休職を申請できます(勤続3年以上)。

特別休暇・休職制度

(三井住友海上メットライフ生命)

ボランティア活動参加の際に、休暇・休職申請ができる制度を整えています。

社会活動サポーター制度

(三井住友海上)

部支店に1名ずつ選任された「社会活動サポーター」が中心となり、部支店ごとに地域に密着した社会貢献活動を推進しています。

部署ごとに社会貢献活動を推進

(三井住友海上きらめき生命)

各部署ごとに推進役を定め、福祉施設でのボランティア活動、募金・寄付活動等、部署ごとに一体となって地域に密着した社会貢献活動を推進しています。

社員参加型社会貢献活動

「AED(自動体外式除細動器)講習会」の受講

(三井住友海上)

社員が救急法やAEDの取扱いを学び、緊急時や急病人の対応ができるよう全国各地で講習会を受講しています。



AED講習会(四国本部)

「よこはま動物園ズーラシア」の緑化・花壇整備支援

(三井住友海上きらめき生命)

「よこはま動物園ズーラシア」において、社員が定期的の花壇や緑地の整備等のボランティア活動に取り組んでいます。



よこはま動物園ズーラシアでの活動

社員が主体となる

MSIGスマイルハートクラブの活動

(三井住友海上、三井住友海上きらめき生命、三井住友海上メットライフ生命、三井ダイレクト)



MSIGスマイルハートクラブは、三井住友海上グループ社員の社会貢献活動団体です。社員有志が毎月給与の100円未満の端数+100円×任意口数を拠出し、以下の用途に使用しています。*2009年3月までは三井住友海上より拠出

- ①全国各地の福祉施設・環境団体等のNPOへの助成
(持株会社*が同額をマッチングギフトとして上乗せして寄付)
- ②MSIGスマイルハートクラブが行うボランティア活動のための資金
- ③三井住友海上グループ社員が行う社会貢献活動への資金援助

「世界の子どもにクリスマスプレゼント募金」

2008年12月10日～18日の期間に、三井住友海上グループ全社員を対象に、世界の子どもを支援する3つのNGO*への募金活動を実施しました。



寄せられた寄付金(合計2,192,100円)は、世界の子どもたちへのクリスマスプレゼントとして、各NGOへ寄付しました。

(三井住友海上からは50万円のマッチングギフトを拠出)

*世界の子どもにワクチンを日本委員会、国連WFP協会、ワールド・ビジョン・ジャパン

チャリティーグッズ展示販売会開催

世界の子どもの絵をデザインにしたチャリティー・クリスマスカードや絵はがきと、フェアトレード商品のチョコレートやバジルソース等を販売しました。グループ各社6カ所で開催した販売会は約21万円の売り上げとなり、全額NGOの活動へ寄付しました。

〈チャリティー・クリスマスカードによる世界の子どもの支援〉



クローチアでのアートワークショップの様子
写真提供: 子供地球基金



アートワークショップの絵でクリスマスカードを作成

〈手編みセーターボランティア活動〉



モンゴルでのセーター配布の様子
写真提供: ワールド・ビジョン

環境問題への取組み

環境問題への基本姿勢

三井住友海上グループは、環境問題に対し、2001年10月1日に制定した「三井住友海上グループ環境方針」にしたがい、経営理念である「保険・金融サービス事業を通じて世界に安心と安全をとどけ、豊かな社会づくりに貢献します」を実現するために積極的に取り組んでいます。

2004年に定めた「三井住友海上グループ行動憲章」ではグループ全社員一人ひとりが果たすべき7つの責任の1つに「環境への責任」を掲げています。また、2007年に策定した中期経営計画「ニューチャレンジ10」においても、企業品質の向上のために環境問題への取組みをより積極的に進めることを掲げ、グループ全社員が一丸となって地球環境問題に取り組んでいます。

また、2008年4月1日、三井住友海上グループホールディングス株式会社設立に伴い「三井住友海上グループ環境基本方針」を制定しました。これにより地球環境問題をグループ経営のさらなる重要課題と位置づけ、グループ全体が地球環境と事業活動の持続可能な関係を目指しています。

三井住友海上グループ環境基本方針

基本理念

三井住友海上グループ(以下「MSIG」といいます。)は「保険・金融サービス事業を通じて世界に安心と安全をとどけ、豊かな社会づくりに貢献します」という経営理念に基づき、企業活動を通じて地球環境の保全と改善に努力し、下記の行動指針に沿って着実かつ持続可能な取組を推進していきます。

行動指針

- 1. 保険・金融サービス事業を通じた地球環境保護**
MSIG各社のあらゆる部門で、地球環境問題に寄与する商品・サービスの開発や充実を図り、社会に提供するよう努めます。
- 2. 事業活動に伴い発生する環境負荷の軽減**
環境関連法規制やMSIG各社が同意した産業界の憲章・指針等の遵守はもとより、省エネルギー・省資源、廃棄物削減・リサイクル活動を推進し、事業活動に伴い発生する環境負荷を軽減するように努め、循環型経済社会の実現に寄与します。
- 3. 環境マネジメントシステムの推進**
環境マネジメントシステムを構築し、環境目的・目標を定めた取り組みを行い、継続的改善に努めるとともに汚染の防止に努めます。
- 4. 環境啓発活動を通じた社会との共生**
環境教育を通じて従業員一人ひとりが環境問題に対する意識を高め、自ら積極的に環境保全活動を遂行できるよう社内外での環境啓発活動を推進するとともに、環境に関する情報を広く開示し社会との共生に努めます。

本環境方針は、グループ会社を含む全従業員に周知徹底するとともに、一般に開示します。

2008年4月1日制定

環境マネジメントシステムの推進

グループ会社のうち17社では、国内全拠点を対象に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を維持継続しています。このISO14001の活動は、グループ各社の事業・状況を踏まえ、環境に配慮した商品・サービスの提供に関する具体的活動目標を設定し、会社施策として自ら年間計画を立案・実行する「本社部門活動」と、グループ全社員の日常業務に関わる省エネ・省資源、リサイクル活動の推進等の「全店共通活動」の2本柱で進めています。



環境に配慮した商品・サービスの提供

企業や家庭を取り巻く環境リスクの軽減や限られた資源を大切に使うことを目指し、当社グループでは、さまざまな商品やサービスの開発・提供を進めています。

- ・「天候デリバティブ」・「土壌汚染浄化費用保険」等環境リスク対応型商品の開発
- ・エコファンド「海と空」の販売
- ・自然災害リスクの軽減や企業緑地の環境保全等に対するアドバイスや、ISO14001の認証取得に向けたコンサルティングの提供
- ・太陽光発電の普及支援のため、信販会社を通じた専用ローン(「ソーラーローン」)の提供
- ・自動車整備工場代理店との「エコ車検・整備」の推進や「エコアクション21(簡易版環境ISO)」の取得支援活動
- ・損傷した自動車の修理にリサイクル部品を活用するなど、環境にやさしい修理の普及支援活動
- ・保険契約手続きで、手続き上の品質向上を踏まえて、「紙を打ち出さない・使わない」ペーパーレス化に取り組んでいます。

省エネ・省資源、リサイクル活動の推進

当社グループの全社員が省エネ・省資源活動、リサイクルに取り組んでいます。

- ・大型ビルでは、毎年省エネを考慮したビル設備の入れ替えを実施して対前年比約60万kwhの電気使用量を削減(CO₂換算で約214トン)。
- ・新川ビルでは、ビルから排出する廃棄物のリサイクル率が97%超、駿河台ビルでも90%超を維持。

環境啓発活動の推進

MSIG親子環境講座

当社グループの社員向けに環境教育を毎年行い、社員一人ひとりの環境意識の向上に努めています。社員の家族への環境啓発活動としては、「MSIG親子環境講座」を各地域で開催(2008年度は東京、名古屋、福岡、札幌で実施)するなど環境啓発活動を広めています。



MSIGエコsmile

2008年7月から三井住友海上グループ全社員を対象に「MSIGエコsmile」と名づけた環境・啓発活動を実施しました。エコライフ、水辺の生物多様性、人と地球にやさしいお買い物、ボランティア等に関する全12項目について自己チェックし、点数化する活動です。参加者全員分の点数を合算して金額に換算し、2009年度に環境保全活動を行う団体に寄付します。

地域社会との共生の推進

駿河台ビルの屋上庭園

駿河台ビルの屋上庭園は、低層部の屋上(約2,600㎡)に土壌厚が最大で1.5mの盛土を行い、高中木を約130本施しています。敷地(約12,000㎡)のうち43%を緑で覆うことで「都会のオアシス」として近隣の方々に親しまれるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献しています。また、屋上庭園の一部に菜園を開設し、無償で貸し出しを行っています。貸し出し区画の広さは8㎡程度ですが、利用者間の情報交換等コミュニケーションの場として活用されています。



三井住友海上の森

島根県が主催する「しまね企業参加の森づくり制度」に協賛し世界遺産「石見銀山」の隣接地の山林1.3haを「三井住友海上の森」として松、桜、コナラ、栗等の苗木を植え、今後7年間にわたり森林保全の活動を行います。2009年3月の初回の植林には山陰支店の社員・家族・代理店の有志約80名が参加しました。



低炭素社会実現に向けた取組み

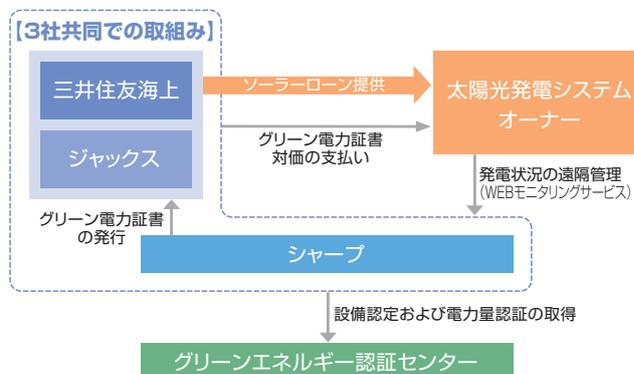
国内金融機関最大級のグリーン電力導入

駿河台ビルで使用するすべての電力をグリーン電力で賄うことにしました。年間使用量の760万kwhのグリーン電力を導入することで、年間約3,000トンの二酸化炭素(CO₂)を削減することができます。



ソーラーローンを活用したモデル事業

太陽光発電システムの普及拡大に貢献する取組みとしてソーラーローンを提供するとともに、一般家庭向けのグリーン電力証書取扱スキームをシャープ株式会社および株式会社ジャックスとともに構築し、2008年度の経済産業省資源エネルギー庁のモデル事業として試行しました。



生物多様性保全の取組み

ジャワ島パリヤン野生動物保護林の修復・再生プロジェクト

2005年4月から、インドネシア・ジャワ島のパリヤン野生動物保護林の修復・再生を開始し、失われた動植物の回復と地元への経済的貢献を目指すプロジェクトを行っています。2009年3月末現在で350ha、約30万本のジャワ島在来種や果樹等の植栽が終了し、動植物が着実に回復していることが確認されています。



企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)への参加

企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)は、2008年4月に設立され、24社(2009年4月現在)が集まり、企業にとって重要な課題について共同研究しています。当社は、JBIBの会長会社としてこの活動をサポートしています。



企業向け生物多様性シンポジウムの定期開催

2008年11月に、企業が生物多様性保全の取組みを行うための啓発活動として「企業が語るいきものがたりPart2」を開催しました。

業績データ

当社は平成20年4月1日設立のため、平成19年度に係る記載はしていません。

業績データ

1. 事業概況	38
(1) 業績	38
(2) キャッシュ・フロー	38
2. 損害保険事業の状況	39
(1) 保険引受業務	39
(2) 資産運用業務	39
3. 生命保険事業の状況	41
(1) 保険引受業務	41
(2) 資産運用業務	41
4. 連結財務諸表	42
(1) 連結貸借対照表	42
(2) 連結損益計算書	44
(3) 連結株主資本等変動計算書	46
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	48
(5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	49
(6) 時価情報等	51
(7) 退職給付関係	57
(8) 税効果会計関係	58
(9) 関連当事者情報	59
(10) リース取引関係	60
(11) 1株当たり情報	60
(12) 重要な後発事象	61
(13) リスク管理債権額の推移	61
5. 保険子会社等のソルベンシー・マージン比率	62
6. セグメント情報	66
(1) 事業の種類別セグメント情報	66
(2) 所在地別セグメント情報	67
(3) 海外売上高	67

1. 事業概況〔2008年度(2008年4月1日から2009年3月31日まで)〕

(1) 業績

当期のわが国経済は、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響を受け、期半ば以降、輸出の落ち込みにより企業収益が減少し、設備投資が大幅に減少するとともに、個人消費や住宅投資が低迷するなど、景気が急速に悪化しました。

損害保険業界におきましては、国内自動車販売の落ち込みなど景気悪化の影響を受けたことに加え、自動車損害賠償責任保険の料率の引下げにより保険料収入が減少し、生命保険業界におきましては、少子高齢化を背景として新規契約高の減少が続くなど、保険業界における事業環境は厳しさを増しました。

当社は、迅速かつ機動的な事業展開と事業運営を行うとともにシナジーを追求して当社グループの総合力を最大限発揮するために、平成20年4月1日、三井住友海上火災保険株式会社を株式移転完全子会社とする持株会社として設立されました。平成20年7月1日には、三井住友海上火災保険株式会社が保有していた三井住友海上きらめき生命保険株式会社、三井ダイレクト損害保険株式会社及び三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の株式すべてを取得し、持株会社である当社を核として事業を推進する体制を整備いたしました。

当社グループは、平成19年度からスタートしております中期経営計画「ニューチャレンジ¹⁰」に基づき、企業品質を競争力として永続的に発展する世界トップ水準の保険・金融グループを目指して、絶え間ない「品質」の向上、より多くのお客さまからの「信頼」の獲得、そして信頼を基礎とした事業の「成長」という好循環を通じたCSR（企業の社会的責任）経営の実現に取り組み、この結果、当連結会計年度の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が1兆8,318億円、資産運用収益が2,031億円、その他経常収益が49億円となった結果、2兆400億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が1兆5,699億

円、資産運用費用が1,700億円、営業費及び一般管理費が3,023億円、その他経常費用が106億円となった結果、2兆530億円となりました。

以上の結果、経常損失は130億円となりました。経常損失に特別利益、特別損失、法人税及び住民税などを加減した当期純利益は81億円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

- ① 損害保険事業におきましては、正味収入保険料は1兆4,456億円となりました。これに資産運用収益などを加えた経常収益は1兆9,669億円となりました。また、経常費用は、世界的な金融危機の影響を受け、多額の有価証券評価損が発生したほか、欧州子会社における信用保険の引受けに関して大口の支払備金を計上したこともあり、1兆9,755億円となりました。この結果、経常損失は85億円となりました。
- ② 生命保険事業におきましては、子会社である三井住友海上きらめき生命保険株式会社において、生命保険料は1,333億円となりました。これに資産運用収益などを加えた経常収益は1,535億円となりました。また、関連会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の持分法による投資損失44億円を含めた経常費用は1,574億円となりました。この結果、経常損失は39億円となりました。

所在地別のセグメントの業績は、次のとおりであります。

経常収益は日本が1兆8,641億円、アジアが779億円、欧州が947億円、米州が412億円となり、経常利益（又は経常損失(△)）は、日本が183億円、アジアが34億円、欧州が△363億円、米州が66億円となりました。日本の内部取引消去前の経常収益シェアは90%と大きなウェイトを占めております。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローが386億円となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは有価証券の売却・償還による収入などにより944億円となりました。財務活動によるキャッシュ・

フローは社債の発行による収入などにより41億円となりました。これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は4,554億円となりました。

2. 損害保険事業の状況

(1) 保険引受業務

① 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

(単位：百万円)

種 目	平成20年度		
		構成比	増減率
火 災	314,513	18.50%	-
海 上	110,565	6.50	-
傷 害	263,396	15.49	-
自 動 車	615,451	36.20	-
自動車損害賠償責任	137,598	8.09	-
そ の 他	258,712	15.22	-
合 計	1,700,238	100.00	-
(うち収入積立保険料)	(165,464)	(9.73)	(-)

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

2. 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります（積立型保険の積立保険料を含む）。

② 正味収入保険料

(単位：百万円)

種 目	平成20年度		
		構成比	増減率
火 災	220,095	15.23%	-
海 上	93,680	6.48	-
傷 害	135,937	9.40	-
自 動 車	608,613	42.10	-
自動車損害賠償責任	148,501	10.27	-
そ の 他	238,822	16.52	-
合 計	1,445,651	100.00	-

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

③ 正味支払保険金

(単位：百万円)

種 目	平成20年度		
		構成比	増減率
火 災	96,269	10.78%	-
海 上	42,481	4.76	-
傷 害	71,916	8.06	-
自 動 車	393,311	44.06	-
自動車損害賠償責任	137,383	15.39	-
そ の 他	151,348	16.95	-
合 計	892,710	100.00	-

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

(2) 資産運用業務

① 運用資産

(単位：百万円)

区 分	平成20年度末	
		構成比
預 貯 金	438,380	6.93%
コ ー ル 口 ー ン	31,900	0.50
買 現 先 勘 定	-	-
買 入 金 銭 債 権	127,339	2.01
金 銭 の 信 託	14,476	0.23
有 価 証 券	4,083,882	64.54
貸 付 金	737,188	11.65
土 地 ・ 建 物	237,584	3.75
運 用 資 産 計	5,670,751	89.61
総 資 産	6,328,170	100.00

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

② 有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成20年度末	
		構成比
国 債	375,797	9.20%
地 方 債	133,535	3.27
社 債	1,135,954	27.82
株 式	1,386,518	33.95
外 国 証 券	998,159	24.44
そ の 他 の 証 券	53,917	1.32
合 計	4,083,882	100.00

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

3. 生命保険事業の状況

(1) 保険引受業務

① 保有契約高 (単位:百万円)

区 分	平成20年度末	
		増減率
個人保険	8,715,563	5.04%
個人年金保険	315,285	△1.27
団体保険	2,591,340	4.11
団体年金保険	-	-

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
2. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものであります。

② 新契約高 (単位:百万円)

区 分	平成20年度		
	新契約+転換による純増加		
		新契約	転換による純増加
個人保険	1,620,416	1,620,416	-
個人年金保険	33,489	33,489	-
団体保険	32,441	32,441	-
団体年金保険	-	-	-

(注) 1. 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。
2. 新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

(2) 資産運用業務

① 運用資産 (単位:百万円)

区 分	平成20年度末	
		構成比
預貯金	12,771	1.17%
コールローン	-	-
買現先勘定	-	-
買入金銭債権	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	1,026,957	94.14
貸付金	31,212	2.86
土地・建物	168	0.02
運用資産計	1,071,108	98.19
総資産	1,090,883	100.00

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

② 有価証券 (単位:百万円)

区 分	平成20年度末	
		構成比
国債	643,530	62.67%
地方債	7,832	0.76
社債	335,822	32.70
株式	13,547	1.32
外国証券	26,224	2.55
その他の証券	-	-
合計	1,026,957	100.00

(注) 諸数値はセグメント間の内部取引相殺前の金額であります。

4. 連結財務諸表

当社は、会社法第444条第4項の規定に基づき、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書などについて、あずさ監査法人の監査を受けております。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書などについて、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成20年度 (平成21年3月31日)
資 産 の 部	
現 金 及 び 預 貯 金	452,057
コ ー ル ロ ー ン	31,900
買 入 金 銭 債 権	127,339
金 銭 の 信 託	14,476
有 価 証 券	5,110,839
貸 付 金	768,400
有 形 固 定 資 産	262,662
土 地	(103,117)
建 設 仮 勘 定	(134,635)
建 設 仮 勘 定	(1,429)
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	(23,480)
無 形 固 定 資 産	74,497
ソ フ ト ウ ェ ア	(6,876)
の れ	(63,951)
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	(3,669)
そ の 他 資 産	463,442
繰 延 税 金 資 産	141,831
貸 倒 引 当 金	△ 6,737
資 産 の 部 合 計	7,440,709
負 債 の 部	
保 険 契 約 準 備 金	5,848,454
支 払 準 備 金 等	(793,498)
責 任 準 備 金 等	(5,054,956)
社 債	164,960
そ の 他 負 債	300,724
退 職 給 付 引 当 金	80,958
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,409
賞 与 引 当 金	12,365
特 別 法 上 の 準 備 金	4,240
価 格 変 動 準 備 金	(4,240)
繰 延 税 金 負 債	3,574
負 債 の 部 合 計	6,417,688
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	
資 本 金	100,000
資 本 剰 余 金	132,689
利 益 剰 余 金	527,578
自 己 株 式	△ 4,644
株 主 資 本 合 計	755,623
評 価 ・ 換 算 差 額 等	
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	295,558
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	9,671
為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 49,625
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	255,603
少 数 株 主 持 分	11,794
純 資 産 の 部 合 計	1,023,021
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,440,709

平成20年度連結貸借対照表の注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は276,009百万円、圧縮記帳額は18,885百万円であります。
2. 非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。

有価証券(株式).....	23,920百万円
有価証券(外国証券).....	6,246百万円
有価証券(その他の証券).....	6,604百万円
3. (1) 貸付金のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は2,609百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は817百万円であります。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は845百万円であります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,285百万円であります。
4. 担保に供している資産は有価証券81,164百万円、現金及び預貯金4,122百万円並びに有形固定資産410百万円であります。これは、海外営業のための供託資産及び日本銀行当座預金決済の即時グロス決済制度のために差し入れている有価証券等であります。
5. 有価証券には消費貸借契約により貸し付けているものが88,481百万円含まれております。
6. 三井住友海上火災保険株式会社は、リミテッド・パートナーシップが行う取引の履行に関して保証を行っております。なお、当該取引の当連結会計年度末時点における当該保証対象取引の現在価値の合計額は296,290百万円であり、実質保証額がないため、支払承諾見返及び支払承諾には計上しておりません。
7. 当社及び三井住友海上火災保険株式会社は、当社の関連会社である三井住友海上メットライフ生命保険株式会社との間で、同社の純資産額が一定水準を下回った場合、又は債務の支払いに必要な流動資産が不足した場合に、同社に対して資金を提供すること等を約した純資産維持契約を締結しております。同社の当連結会計年度末における負債合計は2,444,271百万円(保険契約準備金2,424,052百万円を含む)であり、資産合計は2,470,766百万円であります。
 なお、本契約は同社の債務支払に対して保証を行うものではありません。また、当連結会計年度末において、同社の純資産は一定水準を超えており、かつ流動資産の不足も発生しておりません。
8. 貸出コミットメント契約に係る融資未実行残高は3,164百万円であります。

(2) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成20年度 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)
経常収益	2,040,013
保険引受収益	1,831,877
正味収入保険料	(1,445,651)
収入積立保険料	(165,464)
積立保険料等運用益	(52,874)
生命保険料	(133,367)
責任準備金等戻入額	(33,027)
その他保険引受収益	(1,491)
資産運用収益	203,199
利息及び配当金収入	(169,340)
金銭の信託運用益	(118)
有価証券売却益	(76,713)
有価証券償還益	(3,726)
金融派生商品収益	(576)
その他運用収益	(5,598)
積立保険料等運用益振替	(△52,874)
その他経常収益	4,936
経常費用	2,053,058
保険引受費用	1,569,947
正味支払保険金	(892,710)
損害調査費	(82,270)
諸手数料及び集金費	(245,696)
満期返戻金	(283,405)
契約者配当金	(507)
生命保険金等	(36,438)
支払準備金繰入額	(25,002)
その他保険引受費用	(3,915)
資産運用費用	170,096
金銭の信託運用損	(2,661)
有価証券売却損	(17,830)
有価証券評価損	(118,122)
有価証券償還損	(9,358)
その他運用費用	(22,123)
営業費及び一般管理費	302,350
その他経常費用	10,664
支払利息	(1,625)
貸倒引当金繰入額	(1,971)
貸倒損失	(270)
持分法による投資損失	(4,243)
その他の経常費用	(2,554)
経常損失(△)	△13,044
特別利益	27,136
固定資産処分益	(1,414)
特別法上の準備金戻入額	(25,721)
価格変動準備金戻入額	((25,721))
特別損失	3,666
固定資産処分損	(2,621)
減損損失	(1,044)
税金等調整前当期純利益	10,425
法人税及び住民税等	34,333
過年度法人税等戻入額	△7,307
法人税等調整額	△25,161
法人税等合計	1,864
少数株主利益	369
当期純利益	8,192

平成20年度連結損益計算書の注記

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。代理店手数料等 … 255,018百万円
 給与 …………… 138,876百万円
 なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。
2. 当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	資産	減損損失(百万円)		
			内訳		
賃貸不動産	土地及び建物	群馬県内に保有する賃貸用ビル	371	土地	104
				建物	267
遊休不動産及び売却予定不動産	土地及び建物	新潟県内に保有する事務所ビルなど9物件	673	土地	157
				建物	516

保険事業等の用に供している不動産等について保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸不動産、遊休不動産及び売却予定不動産等については個別の物件毎にグルーピングしております。

不動産価格が下落したこと及び未使用となったこと等により、上記の資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,044百万円)として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額又は路線価方式による相続税評価額を基に算出し、使用価値は将来キャッシュ・フローを5.4%で割り引いて算定しております。

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
株 主 資 本	
資 本 金	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株式移転による増加	100,000
当 期 変 動 額 合 計	100,000
当 期 末 残 高	100,000
資 本 剰 余 金	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株式移転による増加	132,703
自己株式の処分	△ 13
当 期 変 動 額 合 計	132,689
当 期 末 残 高	132,689
利 益 剰 余 金	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株式移転による増加	534,410
実務対応報告第18号の適用に伴う変動	8,986
剰余金の配当	△ 24,011
当期純利益	8,192
当 期 変 動 額 合 計	527,578
当 期 末 残 高	527,578
自 己 株 式	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
自己株式の取得	△ 4,724
自己株式の処分	80
当 期 変 動 額 合 計	△ 4,644
当 期 末 残 高	△ 4,644
株 主 資 本 合 計	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株式移転による増加	767,113
実務対応報告第18号の適用に伴う変動	8,986
剰余金の配当	△ 24,011
当期純利益	8,192
自己株式の取得	△ 4,724
自己株式の処分	66
当 期 変 動 額 合 計	755,623
当 期 末 残 高	755,623

科 目	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他有価証券評価差額金	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	295,558
当 期 変 動 額 合 計	295,558
当 期 末 残 高	295,558
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,671
当 期 変 動 額 合 計	9,671
当 期 末 残 高	9,671
為 替 換 算 調 整 勘 定	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 49,625
当 期 変 動 額 合 計	△ 49,625
当 期 末 残 高	△ 49,625
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	255,603
当 期 変 動 額 合 計	255,603
当 期 末 残 高	255,603
少 数 株 主 持 分	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,794
当 期 変 動 額 合 計	11,794
当 期 末 残 高	11,794
純 資 産 合 計	
前 期 末 残 高	-
当 期 変 動 額	
株式移転による増加	767,113
実務対応報告第18号の適用に伴う変動	8,986
剰余金の配当	△ 24,011
当期純利益	8,192
自己株式の取得	△ 4,724
自己株式の処分	66
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	267,398
当 期 変 動 額 合 計	1,023,021
当 期 末 残 高	1,023,021

平成20年度連結株主資本等変動計算書の注記

- 株式移転による増加は、株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社の連結財務諸表の株主資本の額を引継いだものであります。
- 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	-	421,320	-	421,320
合計	-	421,320	-	421,320
自己株式				
普通株式	-	2,041	21	2,020
合計	-	2,041	21	2,020

- (注) 1. 普通株式の株式数の増加421,320千株は、三井住友海上火災保険株式会社の株式移転による当社の設立に際して新株を発行したことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,041千株は、市場買付による増加1,851千株、単元未満株式の買取りによる増加180千株等であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少21千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月19日取締役会	普通株式	11,371	27	平成20年9月30日	平成20年12月11日

- (注) 剰余金の配当24,011百万円には、株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社が支払った総額12,639百万円の配当金(平成20年6月26日定時株主総会決議、1株当たり配当額9円、基準日平成20年3月31日、効力発生日平成20年6月27日)を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日定時株主総会	普通株式	11,321	利益剰余金	27	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	平成20年度 (平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	10,425
減価償却費	22,157
減損損失	1,044
のれん償却額	4,126
負ののれん償却額	△16
支払準備金の増減額(△は減少)	36,371
責任準備金等の増減額(△は減少)	△32,255
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,777
退職給付引当金の増減額(△は減少)	3,165
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△297
賞与引当金の増減額(△は減少)	△772
価格変動準備金の増減額(△は減少)	△25,721
利息及び配当金収入	△169,340
有価証券関係損益(△は益)	64,871
金融派生商品損益(△は益)	△576
支払利息	1,625
為替差損益(△は益)	8,494
有形固定資産関係損益(△は益)	1,206
持分法による投資損益(△は益)	4,243
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△27,553
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	△2,415
その他の	9,672
小計	△89,767
利息及び配当金の受取額	169,309
利息の支払額	△1,652
法人税等の支払額	△39,276
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,612
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額(△は増加)	△43,923
買入金銭債権の取得による支出	△3,000
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,692
金銭の信託の増加による支出	△3
金銭の信託の減少による収入	33,090
有価証券の取得による支出	△890,529
有価証券の売却・償還による収入	953,708
貸付けによる支出	△207,492
貸付金の回収による収入	240,622
債券貸借取引受入担保金の純増減額(△は減少)	24,466
その他の	4,980
資産運用活動計	115,611
営業活動及び資産運用活動計	154,224
有形固定資産の取得による支出	△17,572
有形固定資産の売却による収入	2,775
その他の	△6,318
投資活動によるキャッシュ・フロー	94,495
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期社債の発行による収入	16,949
短期社債の償還による支出	△47,000
社債の発行による収入	64,967
自己株式の取得による支出	△4,724
配当金の支払額	△23,987
少数株主への配当金の支払額	△1,235
その他の	△785
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,184
現金及び現金同等物に係る換算差額	△45,943
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	91,349
現金及び現金同等物の期首残高	364,081
現金及び現金同等物の期末残高	455,430

平成20年度連結キャッシュ・フロー計算書の注記

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預貯金	452,057百万円
コールローン	31,900百万円
買入金銭債権	127,339百万円
金銭の信託	14,476百万円
有価証券	5,110,839百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	79,135百万円
現金同等物以外の買入金銭債権	77,769百万円
現金同等物以外の金銭の信託	13,727百万円
現金同等物以外の有価証券	5,110,550百万円
現金及び現金同等物	455,430百万円

2. 重要な非資金取引の内容

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ702百万円であります。

3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(5) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 37社

主な会社名

三井住友海上火災保険株式会社
三井住友海上きらめき生命保険株式会社
MSIG Holdings (Americas), Inc.
Mitsui Sumitomo Insurance (London Management) Ltd
MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.

なお、MSIG Insurance (Vietnam) Company Limitedを新たに設立したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

主な会社名

三井住友海上損害調査株式会社
三井住友海上スタッフサービス株式会社

非連結子会社とした会社は、その総資産、経常収益、当期純損益のうち持分に見合う額及び利益剰余金のうち持分に見合う額等からみて、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい会社であります。

(3) 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の議決権の51%を所有しておりますが、同社は他の会社との共同支配の実態にある合弁会社であるため、子会社としておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

主な会社名

三井住友海上メットライフ生命保険株式会社
三井住友アセットマネジメント株式会社

SMA MSI ASについては、連結子会社であるMitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limitedが当連結会計年度に株式を取得したことにより、新たに関連会社となったため、当連結会計年度から持分法を適用しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社(三井住友海上スタッフサービス株式会社、BPI/MS Insurance Corporation他)については、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MSIG Holdings (Americas), Inc.他32社の決算日は12月31日ですが、決算日の差異が3ヵ月を超えていないため、本連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の決算財務諸表を使用しております。

なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券(保険業法施行規則上の「現金及び預貯金」又は「買入金銭債権」に区分されるものを含む)の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。
- ② 持分法を適用していない非連結子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ③ 業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成12年11月16日)に基づく責任準備金対応債券の評価

は移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。

なお、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

生命保険連結子会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払養老保険」を小区分として設定し、その責任準備金と責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。

- ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
 - ⑤ その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法によっております。
 - ⑥ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。
- (2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。ただし、為替予約等の振当処理の適用要件を満たすものについて振当処理を、金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについて特例処理を適用しております。
- (3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

国内連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

在外連結子会社の有形固定資産の減価償却は、主に定額法によっております。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間に基づく定額法によっております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

国内保険連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

その他の国内連結子会社は、国内保険連結子会社に準じた資産の自己査定基準に基づき、資産査定を実施し、その査定結果に基づいて必要額を引き当てております。

在外連結子会社は、主に個別の債権について回収可能性を検討し、貸倒見積額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

一部の連結子会社は、退職給付債務の算定に当たり、簡便法を採用しております。

③ 役員退職慰労引当金

三井住友海上火災保険株式会社及び三井住友海上きらめき生命保険株式会社は、役員及び執行役員の退職慰労金（年金を含む）の支出に備えるため、当該退職慰労金の制度を廃止した平成17年3月末までの在任期間中の職務遂行に係る対価相当額を計上しております。

④ 賞与引当金

従業員及び執行役員の賞与に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を基準に計上しております。

⑤ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) 消費税等の処理方法

当社及び主な国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内損害保険連結子会社の損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

（会計方針の変更）

「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、リース取引開始日が当連結会計年度に属する取引からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これらの会計基準等の適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

三井住友海上火災保険株式会社は、株価変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引については繰延ヘッジを適用しております。外貨建債券等に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する

取引のうち、通貨スワップ取引については繰延ヘッジを適用し、為替予約取引の一部については時価ヘッジ又は振当処理を適用しております。また、金利変動に伴う貸付金及び債券のキャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的で実施する金利スワップ取引については、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理を適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを四半期毎に比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかなる及び金利スワップの特例処理の適用要件を満たすものについては、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

また、ALM（資産負債総合管理）における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で実施している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 平成14年9月3日）に基づく繰延ヘッジ処理及びヘッジ有効性の評価を行っております。ヘッジ有効性の評価はヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんについては、20年間で均等償却を行っております。ただし、少額のものについては発生年度に一括償却しております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資からなっております。

8. 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

当社は設立第1期であるため、会計方針の変更による影響額は算定しておりません。

なお、当社の株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社は連結財務諸表作成に当たって従来採用していた方法と比べた場合、上記の適用により、経常損失は1,867百万円増加し、税金等調整前当期純利益は1,881百万円減少しております。

セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(6) 時価情報等**1. 有価証券関係****① 売買目的有価証券**

該当事項はありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		平成20年度末		
		連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	448,375	465,551	17,176
	外国証券	-	-	-
	小 計	448,375	465,551	17,176
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	21,626	20,741	△ 885
	外国証券	4,462	4,439	△ 23
	小 計	26,089	25,180	△ 908
合 計		474,464	490,731	16,267

③ 責任準備金対応債券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		平成20年度末		
		連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	4,293	4,481	188
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	-	-	-
合 計		4,293	4,481	188

④ その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

種 類		平成20年度末		
		取得原価	連結貸借対照表計上額	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	1,725,074	1,769,784	44,710
	株 式	633,913	1,152,640	518,727
	外国証券	309,601	329,238	19,637
	そ の 他	64,798	67,309	2,510
	小 計	2,733,387	3,318,972	585,585
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	394,541	384,278	△ 10,263
	株 式	155,071	127,571	△ 27,500
	外国証券	715,332	644,029	△ 71,303
	そ の 他	57,393	52,352	△ 5,040
	小 計	1,322,338	1,208,231	△ 114,107
合 計		4,055,725	4,527,204	471,478

(注) 平成20年度末

1. 連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。
2. その他有価証券で時価のあるものについて106,810百万円減損処理を行っております。
なお、当社及び国内連結子会社は、原則として、時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄を対象に減損処理を行っております。

⑤ 当連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

(単位:百万円)

種 類	平成20年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
責任準備金対応債券	205	7	-

⑥ 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

種 類	平成20年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
そ の 他 有 価 証 券	635,387	76,581	17,830

⑦ 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

平成20年度末	
1. 満期保有目的の債券	
外 国 証 券	1,112百万円
そ の 他	139,670百万円
(注)連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパーを「その他」に含めております。	
2. 責任準備金対応債券	
該当事項はありません。	
3. その他有価証券	
公 社 債	4,114百万円
株 式	89,328百万円
外 国 証 券	39,295百万円
そ の 他	11,958百万円
(注)連結貸借対照表において買入金銭債権として処理されている貸付債権信託受益権を「その他」に含めております。	

⑧ その他有価証券のうち満期があるもの、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の償還予定額

(単位:百万円)

種 類	平成20年度末			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	15,607	281,854	130,675	591,190
地 方 債	16,940	39,976	6,542	77,908
社 債	123,305	614,427	464,601	269,441
外 国 証 券	144,445	430,006	121,017	64,612
そ の 他	139,670	997	-	76,706
合 計	439,969	1,367,262	722,837	1,079,859

(注)平成20年度末

連結貸借対照表において現金及び預貯金として処理されている譲渡性預金並びに買入金銭債権として処理されているコマーシャルペーパー等を「その他」に含めております。

2. 金銭の信託関係

① 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

種 類	平成20年度末	
	連結貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
金 銭 の 信 託	13,727	△ 1,500

② 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

③ 運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

平成20年度末
時価評価する単独運用の金銭の信託はありません。取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が749百万円あります。

3. デリバティブ取引情報

① 取引の状況に関する事項

平成20年度

1. 取引に対する取組方針・利用目的

三井住友海上火災保険株式会社は、主として資産運用における価格、為替、金利変動による市場リスクをコントロールする目的、及びALM（資産負債総合管理）における金利変動リスクを適切にコントロールする目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、上記以外に、取引に係るリスクに留意した上で運用収益を獲得する目的でデリバティブ取引を利用しております。

その他の連結子会社では、資産運用における為替変動による市場リスクをヘッジする目的で、デリバティブ取引を利用しております。

2. 取引の内容

三井住友海上火災保険株式会社が、当連結会計年度にリスクコントロール目的で利用したデリバティブ取引は為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引、債券店頭オプション取引、スワップション取引、株式先渡取引、個別株オプション取引、クレジットデリバティブ取引であります。

また、収益獲得目的で利用したデリバティブ取引は、為替予約取引、通貨オプション取引、金利先物取引、金利スワップ取引、金利キャップ取引、金利フロア取引、スワップション取引、債券先物取引、債券先物オプション取引、株価指数先物取引、株価指数オプション取引、クレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等であります。

その他の連結子会社が、当連結会計年度に利用したデリバティブ取引は、ヘッジ目的の為替予約取引であります。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、一般に、取引の対象物の市場価格変動に係るリスク（市場リスク）やデリバティブ取引が基礎としている事象の変動に係るリスクを有しております。

また、取引先の倒産等による契約不履行に係るリスク（信用リスク）を内包しております。

連結子会社が利用しているデリバティブ取引も同様に、その取引の対象物の価格変動に係る市場リスク等を内包しております。

ただし、リスクコントロール目的のうちヘッジ目的のデリバティブ取引の場合には、現物資産とデリバティブ取引とは逆の価格変動をすることから、市場リスクは減殺されております。

また、契約不履行に係る信用リスクを回避するため、連結子会社のデリバティブ取引契約先の大半は、信用度が高い金融機関に限定し、かつその中で取引を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

連結子会社では、デリバティブ取引を含む取引全般に関する権限規程及びリスク管理規定を定め、これらの規定に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しております。

日常におけるデリバティブ取引の管理については、取引の執行部門と後方事務・リスク管理部門を完全に分離し、取り扱う業務・商品の種類・保有限度・リスク量・損失対応等が規定に沿って運営されているかをモニタリングすることで、組織的な牽制を行っております。

また、リスク管理部門より、現物資産を含めたリスクをVaR（バリュー・アット・リスク）等の手法によって把握・分析し、リスク状況を定期的に取締役会等に報告しております。

② 取引の時価等に関する事項

デリバティブ取引における契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がそのままデリバティブ取引に係る市場リスクや信用リスク等を表すものではありません。
なお、以下の各表におけるオプション取引については、契約額等の下に括弧書きでオプション料を記載しております。

(1) 通貨関連

(単位:百万円)

区分	種類		平成20年度末				
			契約額等		時価	評価損益	
				うち1年超			
市場取引	為替予約取引	米ドル	3,860	-	3,874	△13	
		ユーロ	112	-	125	△13	
		英ポンド	4,642	-	3,499	1,143	
	買建	米ドル	226	-	226	0	
市場取引以外の取引	通貨オプション取引	売建	コール 米ドル (オプションプレミアム)	107 (10)	- (-)	11	△1
		買建	コール 米ドル (オプションプレミアム)	1,060 (17)	- (-)	14	△2
	買建	プット 米ドル (オプションプレミアム)	450 (12)	- (-)	0	△12	
		プット ユーロ (オプションプレミアム)	330 (9)	- (-)	5	△3	
		合計		10,789	-	7,757	1,096

(注) 平成20年度末

1. 時価の算定方法

(1) 為替予約取引

先物相場を使用しております。

(2) 通貨オプション取引

オプション価格計算モデル等によっております。

2. 「外貨建取引等会計処理基準」により外貨建金銭債権債務等に振り当てたデリバティブ取引及びヘッジ会計が適用されているものについては、記載の対象から除いております。

(2) 金利関連

(単位:百万円)

区分	種類		平成20年度末					
			契約額等		時価	評価損益		
				うち1年超				
市場取引以外の取引	金利スワップ取引	受取固定・支払変動	352,892	284,892	3,959	3,959		
		受取変動・支払固定	311,700	249,200	△4,376	△4,376		
	金利オプション取引	スワップオプション	売建	コール (オプションプレミアム)	97,000 (160)	- (-)	369	△208
			プット (オプションプレミアム)	70,500 (212)	4,500 (26)	65	147	
			買建	コール (オプションプレミアム)	107,000 (217)	- (-)	509	291
		プット (オプションプレミアム)	63,000 (243)	1,000 (26)	54	△189		
		キャップ	買建 (オプションプレミアム)	900 (13)	900 (13)	0	△12	
			フロア (オプションプレミアム)	900 (13)	900 (13)	17	4	
	合計		1,003,892	541,392	599	△384		

(注) 平成20年度末

1. 時価の算定方法

(1) 金利スワップ取引

期末日現在の金利を基に将来予想されるキャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算出しております。

(2) 金利オプション取引

オプション価格計算モデル等によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いております。

(3) 株式関連

(単位:百万円)

区分	種類			平成20年度末			
				契約額等		時価	評価損益
					うち1年超		
市場取引	株式指数 オプション 取引	買建	コ	1,200	-	25	23
			ー ル (オプションプレミアム)	(2)	(-)		
合計				1,200	-	25	23

(注) 平成20年度末
時価の算定方法
主たる取引所における最終の価格によっております。

(4) 債券関連

(単位:百万円)

区分	種類			平成20年度末			
				契約額等		時価	評価損益
					うち1年超		
市場取引	債券先物 取引	買建	コ	969	-	967	△ 1
			ー ル (オプションプレミアム)	(17)	(-)		
	債券先物 オプション 取引	売建	コ	2,800	-	2	14
			ー ル (オプションプレミアム)	(13)	(-)		
		買建	コ	2,810	-	1	△ 11
			ー ル (オプションプレミアム)	(13)	(-)		
		ブ	2,760	-	11	2	
		ッ ト (オプションプレミアム)	(8)	(-)			
合計				9,339	-	983	4

(注) 平成20年度末
時価の算定方法
主たる取引所における最終の価格によっております。

(5) 信用関連

(単位:百万円)

区分	種類			平成20年度末			
				契約額等		時価	評価損益
					うち1年超		
市場取引 以外の取引	クレジット デリバティブ 取引	売建	コ	548,241	505,047	△ 32,060	△ 32,060
合計				548,241	505,047	△ 32,060	△ 32,060

(注) 平成20年度末
1. 時価の算定方法
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。また一部、取引先の金融機関から提示された価格によっております。
2. 「売建」は信用リスクの引受取引であります。

(6) その他

(単位:百万円)

区分	種類		平成20年度末				
			契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超				
市場取引	天候デリバティブ取引	売 建	1,156	-	△ 22	△ 31	
		(オプションプレミアム)	(7)	(-)			
		買 建	1,146	-	43	37	
		(オプションプレミアム)	(5)	(-)			
	引以外	自然災害デリバティブ取引	売 建	9,022	797	127	80
			(オプションプレミアム)	(207)	(30)		
		買 建	8,344	1,469	77	△ 48	
		(オプションプレミアム)	(126)	(25)			
引	その他	売 建	9,848	9,018	△ 3,911	△ 3,897	
		(オプションプレミアム)	(14)	(-)			
		買 建	10,822	10,000	3,911	3,898	
		(オプションプレミアム)	(13)	(-)			
		包括的リスク引受契約	-	-	86	86	
合 計			40,340	21,285	311	124	

(注) 平成20年度末
 時価の算定方法
 オプション価格計算モデル等によっております。
 なお、包括的リスク引受契約については取引先から提示された数値を基礎として算出しております。

(7) 退職給付関係

平成20年度

1. 採用している退職給付制度の概要

三井住友海上火災保険株式会社を含む一部の国内連結子会社は、退職一時金制度を設けております。このほかに、三井住友海上火災保険株式会社は、確定給付型の制度として基金型確定給付企業年金制度を設けており、三井住友海上火災保険株式会社及びその他の国内保険連結子会社は確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。また、一部の在外連結子会社においても、確定給付型又は確定拠出型の退職給付制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日現在)

(単位:百万円)

イ. 退職給付債務	△264,415
ロ. 年金資産	138,674
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△125,741
ニ. 未認識数理計算上の差異	44,782
ホ. 未認識過去勤務債務	-
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	△80,958
ト. 前払年金費用	-
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△80,958

(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

イ. 勤務費用	10,391
ロ. 利息費用	5,220
ハ. 期待運用収益	△4,667
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	3,375
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	-
ヘ. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	14,320
ト. その他	2,458
計	16,779

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「イ. 勤務費用」に計上しております。

2. 「ト. その他」は、確定拠出年金(海外の制度を含む)への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	主として2.00%
ハ. 期待運用収益率	主として3.00%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	
旧適格退職年金制度	4年
上記以外	主として10年
(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	

(8) 税効果会計関係

平成20年度

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の
主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
有価証券	49,813
土地等	11,440
ソフトウェア	21,006
責任準備金等	171,214
支払備金	21,562
退職給付引当金	29,084
その他	40,829
繰延税金資産小計	344,951
評価性引当額	△23,974
繰延税金資産合計	320,977
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△167,880
その他	△14,840
繰延税金負債合計	△182,720
繰延税金資産の純額	138,256

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の
法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、
当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

国内の法定実効税率	40.7
(調整)	
税効果を認識しない連結子会社の当期損失	132.5
受取配当等の益金不算入額	△88.8
連結子会社における現物配当に伴うみなし譲渡損失	△87.9
連結子会社との税率差異	△37.0
連結子会社からの受取配当金消去額	19.8
持分法投資損益	18.5
のれん及び負ののれん償却額	16.3
その他	3.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.9

(9) 関連当事者情報

● 平成20年度

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

① 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	三井住友 海上 ローンサービス 株式会社	東京都 中央区	186	消費者ローンに 係る信用保証及 び住宅ローン 保証保険等に 係る事務代行	(所有) 間接 100.0%	当社の連結子会社である三井住 友海上火災保険株式会社の行う 消費者ローンに係る信用保証 同社の引き受ける住宅ロー ン保証保険等の事務代行 役員 の 派 遣	第三者との 取引に係る 債務保証 (注)	113,877	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社は三井住友海上ローンサービス株式会社とあらかじめローン種類ごとに融資条件を呈示した包括保証の約定書を取り交わしており、これに基づき保証を受けております。

(注)当社の連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社は第三者に対する住宅ローン等の貸付に対して、三井住友海上ローンサービス株式会社より債務保証を受けております。

② 親会社又は重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は三井住友海上メットライフ生命保険株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

資産合計	2,470,766
負債合計	2,444,271
純資産合計	26,495
経常収益	717,122
(うち保険料等収入)	623,327)
税引前当期純損失金額	13,926
当期純損失金額	8,929

(10) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
重要なものはありません。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引（借手側）

(単位：百万円)

区 分		平成20年度
取得価額相当額		1,039
減価償却累計額相当額		736
減損損失累計額相当額		-
期末残高相当額		302
未経過リース料 期末残高相当額	1 年 内	118
	1 年 超	183
	合 計	302
リース資産減損勘定の残高		-
支払リース料		179
リース資産減損勘定の取崩額		-
減価償却費相当額		179
減 損 損 失		-

(注) 1. 取得価額相当額及び未経過リース料期末残高相当額は、支払利子込み法により算定しております。

2. 減価償却費相当額は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。

② オペレーティング・リース取引

(単位：百万円)

区 分		平成20年度
(借手側) 解約不能のものに係る 未経過リース料	1 年 内	2,614
	1 年 超	7,942
	合 計	10,556
(貸手側) 解約不能のものに係る 未経過リース料	1 年 内	1,018
	1 年 超	4,391
	合 計	5,410

(11) 1株当たり情報

項 目	平成20年度
1株当たり純資産額	2,411円70銭
1株当たり当期純利益金額	19円45銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	平成20年度
当期純利益(百万円)	8,192
普通株式に係る当期純利益(百万円)	8,192
普通株式の期中平均株式数(千株)	421,051

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	平成20年度
純資産の部の合計額(百万円)	1,023,021
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	11,794
(うち少数株主持分)(百万円)	(11,794)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	1,011,226
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	419,300

(12) 重要な後発事象

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、平成21年5月20日開催の取締役会において自己株式を取得することを決議いたしました。その決議内容は次のとおりであります。

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数：500万株（上限）
- (3) 株式の取得価額の総額：100億円（上限）
- (4) 自己株式取得の期間：平成22年1月5日から平成22年3月24日まで

(13) リスク管理債権額の推移

（単位：百万円）

区 分	平成20年度末
破 綻 先 債 権 額	13
延 滞 債 権 額	2,609
3 カ 月 以 上 延 滞 債 権 額	817
貸 付 条 件 緩 和 債 権 額	845
合 計	4,285

（注）各債権の意義は次のとおりであります。

- (1)破綻先債権…………… 破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- (2)延滞債権…………… 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- (3)3か月以上延滞債権 …… 3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- (4)貸付条件緩和債権…………… 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5.保険子会社等のソルベンシー・マージン比率

●三井住友海上火災保険株式会社のソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成19年度末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	2,782,921	1,857,520
資本金又は基金等	733,775	634,512
価格変動準備金	28,818	2,871
危険準備金	720	1,292
異常危険準備金	569,121	562,522
一般貸倒引当金	1,129	1,350
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	1,214,256	400,349
土地の含み損益	62,849	83,820
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	89,096	31,083
その他	261,345	201,886
リスクの合計額 (B)	586,713	536,176
一般保険リスク	79,138	77,100
第三分野保険の保険リスク	0	12
予定利率リスク	6,802	6,625
資産運用リスク	347,849	281,114
経営管理リスク	12,884	11,826
巨大災害リスク	210,454	226,455
ソルベンシー・マージン比率 (C) (A) / {(B) × 1/2} × 100	948.6%	692.8%

(注) 1. 金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

2. リスクの合計額は以下のとおり算出しております。

$$\sqrt{(\text{一般保険リスク} + \text{第三分野保険の保険リスク})^2 + (\text{予定利率リスク} + \text{資産運用リスク})^2} + \text{経営管理リスク} + \text{巨大災害リスク}$$

ソルベンシー・マージン基準の概要

1. 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
2. こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(前ページの表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：前ページの表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(前ページの表の(C))であります。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

● 損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力：ソルベンシー・マージン総額 (A)

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であり、内訳は次のとおりであります。

- ① 資本金又は基金等：
貸借対照表の純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であります。
- ② 価格変動準備金：
貸借対照表の価格変動準備金であります。
- ③ 危険準備金：
貸借対照表の責任準備金の一部である危険準備金であります。
- ④ 異常危険準備金：
貸借対照表の責任準備金の一部である異常危険準備金および地震保険に係る危険準備金が対象であります。
- ⑤ 一般貸倒引当金：
貸借対照表の貸倒引当金の一部である一般貸倒引当金であります。
- ⑥ その他有価証券の評価差額：
「その他有価証券」(売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式に該当しない有価証券。貸借対照表の有価証券の一部に加え、買入金銭債権の一部などこれに準ずるものが含まれます。)に係る評価差額(時価と帳簿価額の差額)であります。
貸借対照表の純資産の部にあるその他有価証券評価差額は、この評価差額から税効果(法人税等相当額)を控除した金額ですが、ここでは控除前の金額に90%を乗じた金額を表示しております。(評価差額がマイナスの場合は100%の金額を表示することとなっております。)

- ⑦ 土地の含み損益：
貸借対照表の土地および無形固定資産の一部である借地権等のうち、国内に所有するものの時価と貸借対照表計上額(帳簿価額)の差額に85%を乗じた金額を表示しております。(含み損益がマイナスの場合は100%の金額を表示することとなっております。)
- ⑧ 払戻積立金超過額：
貸借対照表の責任準備金の一部である払戻積立金のうち、保険業法第4条第2項第4号に定められている書類(保険料及び責任準備金の算出方法書)に記載された方法に従って計算した額を超過する額であります。
- ⑨ 負債性資本調達手段等：
劣後ローンの借入や劣後債券の発行等により調達した金額のうち一定条件を満たすものであります。
- ⑩ 控除項目：
当社が保有している他の保険会社または子会社等の株式その他の資本調達手段が、保険会社向けの総合的な監督指針に規定されている「意図的な保有」に該当する場合、ソルベンシー・マージンから控除することとなっております。
- ⑪ その他：
配当準備金未割当額(株式会社にあつては、貸借対照表の責任準備金の一部である契約者配当準備金のうち、保険契約者に対し契約者配当として割り当てた額を超える額)、貸借対照表の純資産の部のその他利益剰余金に係る税効果相当額等が対象であります。

● 通常の予測を超える危険：リスクの合計額 (B)

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- ① 保険引受上の危険(一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク)：
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)。
- ② 予定利率上の危険(予定利率リスク)：
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険。
- ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク)：
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等。
- ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク)：
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの。
- ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)：
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険。

●三井住友海上きらめき生命保険株式会社のソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	平成19年度末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	109,255	114,070
資本金等	49,003	49,048
価格変動準備金	1,137	1,360
危険準備金	8,605	9,219
一般貸倒引当金	36	21
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	11,956	9,889
土地の含み損益	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	37,261	43,409
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	1,254	1,121
リスクの合計額 (B)	10,287	11,025
保険リスク	5,984	6,288
第三分野保険の保険リスク	1,328	1,564
予定利率リスク	665	656
資産運用リスク	6,161	6,644
経営管理リスク	282	303
最低保証リスク	-	-
ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(B) × 1/2} × 100	2,124.0%	2,069.1%

(注) 1. 金額及び数値は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しております。)

2. リスクの合計額は以下のとおり算出しております。

$$\sqrt{(\text{保険リスク} + \text{第三分野保険の保険リスク})^2 + (\text{予定利率リスク} + \text{資産運用リスク} + \text{最低保証リスク})^2} + \text{経営管理リスク}$$

●三井住友海上メットライフ生命保険株式会社のソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項目	平成19年度末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	131,755	116,483
資本金等	△18,961	1,003
価格変動準備金	334	293
危険準備金	28,571	6,989
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	5	13
土地の含み損益	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	118,805	106,183
負債性資本調達手段等	3,000	2,000
控除項目	-	-
その他	-	-
リスクの合計額 (B)	18,837	31,926
保険リスク	2	47
第三分野保険の保険リスク	20	21
予定利率リスク	1,517	2,209
資産運用リスク	3,934	9,261
経営管理リスク	549	931
最低保証リスク	12,836	19,522
ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(B) × 1/2} × 100	1,398.8%	729.6%

(注) 1. 金額及び数値は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。(「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しております。)

2. リスクの合計額は以下のとおり算出しております。

$$\sqrt{(\text{保険リスク} + \text{第三分野保険の保険リスク})^2 + (\text{予定利率リスク} + \text{資産運用リスク} + \text{最低保証リスク})^2} + \text{経営管理リスク}$$

3. 三井住友海上メットライフ生命保険株式会社の最低保証リスク額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

●三井ダイレクト損害保険株式会社のソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成19年度末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	8,797	6,473
資本金又は基金等	7,747	5,428
価格変動準備金	5	8
危険準備金	0	0
異常危険準備金	958	944
一般貸倒引当金	-	0
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	85	91
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
リスクの合計額 (B)	2,265	2,771
一般保険リスク	1,939	2,380
第三分野保険の保険リスク	-	-
予定利率リスク	0	1
資産運用リスク	144	162
経営管理リスク	70	85
巨大災害リスク	250	300
ソルベンシー・マージン比率 (A) / {(B) × 1/2} × 100	776.8%	467.0%

(注) 1. 金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。
2. ソルベンシー・マージン基準の概要については63ページをご参照ください。

6. セグメント情報

(1) 事業の種類別セグメント情報

● 平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

	平成20年度				
	損害保険事業	生命保険事業	合計	消去又は全社	連結
I 経常収益及び経常損益					
経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,964,022	153,536	2,117,558	(77,544)	2,040,013
(2) セグメント間の内部経常収益	2,958	-	2,958	(2,958)	-
計	1,966,981	153,536	2,120,517	(80,503)	2,040,013
経常費用	1,975,555	157,450	2,133,005	(79,947)	2,053,058
経常損失	8,574	3,913	12,488	556	13,044
II 資産・減価償却費・減損損失及び資本的支出					
資産	6,328,170	1,090,883	7,419,053	21,656	7,440,709
減価償却費	21,892	264	22,157	-	22,157
減損損失	1,044	-	1,044	-	1,044
資本的支出	21,837	379	22,216	-	22,216

(注) 1. 事業区分は、当社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。

2. 各事業区分の主要な事業内容

損害保険事業……損害保険引受業務及び資産運用業務

生命保険事業……生命保険引受業務及び資産運用業務

3. 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の「消去又は全社」の金額のうち主なものは、生命保険事業セグメントに係る経常費用のうちの責任準備金等繰入額を連結損益計算書上は経常収益のうちの責任準備金等戻入額に含めて表示したことによる振替額であります。

4. 当連結会計年度における経常費用のうち「消去又は全社」の金額に含めた配賦不能経常費用の金額は3,399百万円であり、その主なものは当社の管理部門に係る費用であります。

5. 当連結会計年度における資産のうち「消去又は全社」の金額に含めた全社資産の金額は22,529百万円であり、その主なものは当社が子会社からの配当に伴い負担した源泉所得税の還付予定額であります。

6. 会計方針の変更

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

当社の株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社が連結財務諸表作成に当たって従来採用していた方法と比べた場合、上記の適用により、損害保険事業に係る経常収益が475百万円減少、経常費用が1,392百万円増加し、経常損失が1,867百万円増加しております。

(2) 所在地別セグメント情報

● 平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

	日本	アジア	欧州	米州	計	消去又は全社	連結
I 経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	1,858,705	77,704	94,631	41,190	2,072,231	(32,217)	2,040,013
(2) セグメント間の内部経常収益	5,462	247	75	20	5,806	(5,806)	-
計	1,864,167	77,952	94,706	41,211	2,078,038	(38,024)	2,040,013
経常費用	1,845,811	74,505	131,036	34,527	2,085,881	(32,822)	2,053,058
経常利益又は経常損失(△)	18,356	3,446	△ 36,329	6,683	△ 7,842	(5,201)	△ 13,044
II 資産	6,813,907	226,456	229,669	161,272	7,431,305	9,404	7,440,709

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

①アジア……マレーシア、台湾、シンガポール

②欧州……英国、アイルランド

③米州……米国、ブラジル、バミューダ

3. 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の「消去又は全社」の金額のうち主なものは、日本に係る経常収益のうちの支払備金戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの支払備金繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

4. 当連結会計年度における経常費用のうち「消去又は全社」の金額に含めた配賦不能経常費用の金額は3,399百万円であり、その主なものは当社の管理部門に係る費用であります。

5. 当連結会計年度における資産のうち「消去又は全社」の金額に含めた全社資産の金額は22,529百万円であり、その主なものは当社が子会社からの配当に伴い負担した源泉所得税の還付予定額であります。

6. 会計方針の変更

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

当社の株式移転完全子会社である三井住友海上火災保険株式会社が連結財務諸表作成に当たって従来採用していた方法と比べた場合、上記の適用により、アジアに係る経常費用が946百万円増加し、経常利益が同額減少、欧州に係る経常収益が879百万円減少、経常費用が12百万円増加し、経常利益が891百万円減少、米州に係る経常費用が29百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

(3) 海外売上高

● 平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位:百万円)

	アジア	欧州	米州	計
I 海外売上高	111,135	94,590	53,514	259,240
II 連結経常収益				2,040,013
III 連結経常収益に占める海外売上高の割合(%)	5.45	4.64	2.62	12.71

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国又は地域

①アジア……マレーシア、台湾、シンガポール

②欧州……英国、アイルランド

③米州……米国、ブラジル、バミューダ

3. 海外売上高は、国内保険連結子会社の海外売上高及び在外連結子会社の経常収益の合計額であります。

会社概要

三井住友海上グループについて

経営について

各社のトピックス・社会活動

業績データ

会社概要

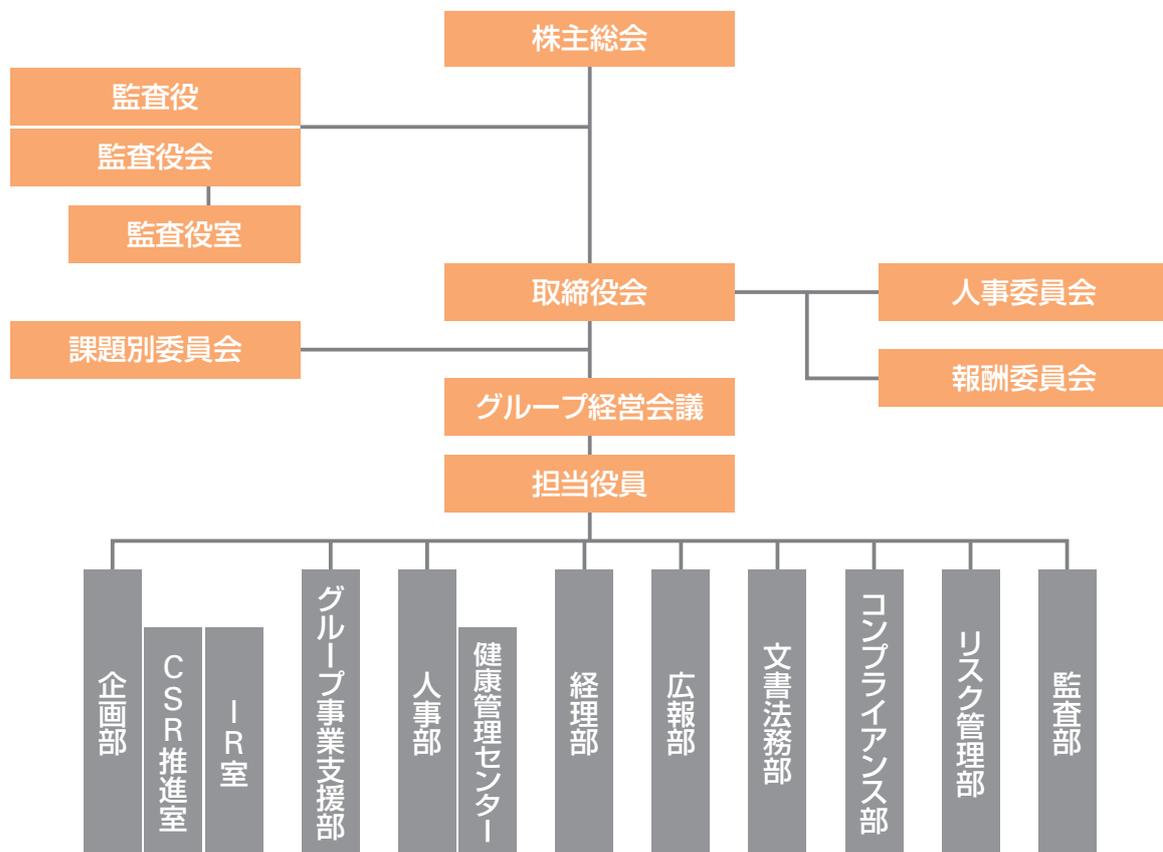
会社概要	70
株式・株主の状況	71
役員の状況	74
当社および子会社等の概況	78

会社概要

三井住友海上グループホールディングス株式会社は、保険持株会社として、三井住友海上グループ全体の戦略立案、経営資源配分、グループ会社の監視・監督等、グループ全体の統括を行い、グループのコーポレートガバナンス体制を確立します。また、当社が中心となって、経営管理の高度化、グループシナジーの追求、意思決定の迅速化、多様な事業体制・人事制度を通じた人財の育成等の取組みを進め、グループの総合力を最大限発揮していきます。

商号	三井住友海上グループホールディングス株式会社
英語名	Mitsui Sumitomo Insurance Group Holdings, Inc.
設立年月日	2008年4月1日
本社所在地	〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2
代表者	取締役社長 江頭 敏明(えがしら としあき)
資本金	100,000百万円
社員数	48名(2009年3月31日現在)
事業内容	保険持株会社として、次の業務を行うことを目的とする。 1.損害保険会社、生命保険会社、その他保険業法により子会社とすることができる会社の経営管理 2.その他前号の業務に付随する業務
上場証券取引所	東京証券取引所(市場第1部) 大阪証券取引所(市場第1部) 名古屋証券取引所(市場第1部)

【三井住友海上グループホールディングス株式会社／組織図】



株式・株主の状況

1. 発行株式の概況

(平成21年3月31日現在)

①発行する株式の内容	普通株式
②発行可能株式総数	900,000,000株
③発行済株式の総数	421,320,739株
④総株主数	48,470名

2. 株式の分布状況

(平成21年3月31日現在)

①所有者別状況

区分	金融機関	金融商品取引業者	その他国内法人	外国人・外国法人	個人・その他	合計
株主数	172名	55名	974名	613名	46,656名	48,470名
所有株式数	14,328万株	350万株	5,394万株	17,361万株	4,696万株	42,132万株
発行済株式の総数に対する割合	34.0%	0.8%	12.8%	41.2%	11.2%	100.0%

②所有数別状況

区分	100株未満	100株以上 1千株未満	1千株以上 1万株未満	1万株以上 10万株未満	10万株以上 100万株未満	100万株以上	合計
株主数	12,171名	25,103名	10,100名	786名	233名	77名	48,470名
総株主数に対する割合	25.1%	51.8%	20.8%	1.6%	0.5%	0.2%	100.0%

③地域別状況

区分	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	外国	合計
株式数	171万株	168万株	20,204万株	1,651万株	2,319万株	165万株	193万株	158万株	17,100万株	42,132万株
発行済株式の総数に対する割合	0.4%	0.4%	47.9%	3.9%	5.5%	0.4%	0.5%	0.4%	40.6%	100.0%

3. 大株主

(平成21年3月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4G)	東京都中央区晴海1-8-11	25,026千株	5.94%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	24,367	5.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	23,181	5.50
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUSACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6-7)	11,950	2.84
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命証券管理部内	9,964	2.36
NATSCUMCO (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	111 WALL STREET NEW YORK, NEW YORK 10015 (東京都千代田区有楽町1-1-2)	9,654	2.29

氏名または名称	住 所	所有株式数	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	7,746千株	1.84%
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	7,743	1.84
THE BANK OF NEW YORK MELLON AS DEPOSITARY BANK FOR DR HOLDERS (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	7,603	1.80
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社)	東京都中央区築地7-18-24 (東京都中央区晴海1-8-11)	6,077	1.44
計	—	133,315	31.64

4. 配当政策

当社は、経営環境と成長に向けた事業展開を勘案しつつ、会社の業績に応じた適切な利益還元を実施することにより、株主の皆さまのご期待にお応えしていきたいと考えております。一方、保険事業の性格上、必要な内部留保の充実に努めていくことも必要と考えております。

これを踏まえ、当社では、グループコア利益の40%相当額を目処に配当と自己株式の取得により株主還元を行い、併せて、安定的な配当を堅持し、中長期的に増配基調を維持することを基本方針としております。

また、毎期の配当の回数に関する方針は、中間配当及び期末配当の年2回を基本としております。なお、これらの配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当事業年度の期末配当金につきましては1株当たり27円とし、年間配当金は中間配当金27円と合わせて1株につき54円といたしました。当社は三井住友海上火災保険株式会社の単独株式移転により平成20年4月1日に設立され、株式移転比率については、三井住友海上火災保険株式会社の株式1株に対して当社株式0.3株の割り当てとしております。したがって、当事業年度の1株当たり年間配当金54円は、平成20年3月期の三井住友海上火災保険株式会社の1株当たり年間配当金16円(記念配当1円を含む)と概ね同等の水準となっております。

内部留保資金につきましては、担保力の増強を図るとともに、事業環境の変化に備えるべく、経営基盤の強化に向け有効投資してまいります。

なお、資本効率の向上と株主の皆さまへの利益還元を目的として当事業年度に市場買付により1,851,400株の自己株式の取得(取得総額3,999百万円)を実施いたしました。

5. 発行済株式の総数、資本金等の推移

年 月 日	発行済株式の総数		資本金		資本準備金		適 用
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成20年4月 1日	421,320千株	421,320千株	100,000百万円	100,000百万円	179,191百万円	179,191百万円	※

※三井住友海上火災保険株式会社の株式移転による当社の設立に際して、新株式を発行したことによる増加。

6. 基本事項

- ① 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- ② 定時株主総会 毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催します。
- ③ 基準日 定時株主総会 毎年3月31日
 期末配当金 毎年3月31日
 中間配当金 毎年9月30日
- ④ 公告方法 電子公告の方法により、<<http://www.msg.com/company/notification/index.html>>に掲載します。
 ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑤ 上場取引所 東京、大阪、名古屋の各証券取引所(市場第1部)
- ⑥ 株主名簿管理人
 及び特別口座の
 口座管理機関 住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人 東京都中央区八重洲二丁目3番1号
 事務取扱場所 住友信託銀行株式会社 証券代行部
 (郵便物送付先) 〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10 住友信託銀行株式会社 証券代行部
 (電話照会先) ☎0120-176-417

7. 株主総会議案等

第1期定時株主総会が平成21年6月25日に開催され、以下のとおり報告並びに決議されました。

- 報告事項**
- 第1期(平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで))事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告しました。
 - 第1期(平成20年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで))計算書類の内容報告の件
 本件は、上記計算書類の内容を報告しました。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 本件は、原案のとおり承認可決されました。
 (期末配当金は、当社普通株式1株につき金27円です。この結果、中間配当金を含めた当期の年間配当金は、1株につき金54円です。)
- 第2号議案 定款一部変更の件
 本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第3号議案 取締役13名選任の件
 本件は、原案のとおり、秦 喜秋、江頭敏明、浅野広視、遠藤 勇、柄澤康喜、藤本 進、池田克朗、市原 等、堀本 修平、河野栄子、頃安健司、高 巖及び関 俊彦の各氏が選任され就任しました。
 (河野栄子、頃安健司、高 巖及び関 俊彦の各氏は社外取締役です。)
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 本件は、原案のとおり、全社外監査役の補欠として、野村晋右氏が選任されました。
- 第5号議案 取締役及び監査役の報酬額決定の件
 本件は、原案のとおり、取締役の報酬を「年額5億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)(うち社外取締役年額6,000万円以内)」、監査役の報酬を「年額1億1,000万円以内」と定めることに承認可決されました。

役員状況 (平成21年7月1日現在)

役員体制

取締役数…………… 13名
 執行役員数…………… 10名(取締役兼務者含む)
 監査役数…………… 4名(うち常勤2名)

取締役および執行役員

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役会長	しん よしあき 秦 喜秋 (昭和20年11月4日生)	昭和43年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成 7年 6月 同社取締役社長室長 平成10年 6月 同社常務取締役 平成11年 6月 同社常務取締役関東甲信越営業本部長 平成12年 6月 同社常務取締役リスクマネジメント企画本部長 兼関東甲信越営業本部長 平成12年 6月 同社常務取締役常務執行役員リスクマネジメント企画本部長 兼関東甲信越営業本部長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社 常務取締役常務執行役員 平成14年 6月 同社専務取締役専務執行役員 平成17年 4月 同社取締役副社長執行役員 平成18年 4月 同社取締役共同最高経営責任者 平成18年 6月 同社取締役会長共同最高経営責任者 平成18年 8月 同社取締役会長(現職) 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役会長(現職)	—
取締役社長 社長執行役員 (代表取締役)	えがしら としあき 江頭 敏明 (昭和23年11月30日生)	昭和47年 4月 大正海上火災保険株式会社 (平成3年に三井海上火災保険株式会社に社名変更)入社 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員火災新種保険部長 平成14年 6月 同社執行役員中国本部長 平成15年 6月 同社常務執行役員中国本部長 平成16年 4月 同社常務執行役員神奈川静岡本部長 平成17年10月 同社常務執行役員神奈川静岡本部長 兼同本部損害サービス改革本部長 平成18年 4月 同社共同最高経営責任者 平成18年 6月 同社取締役社長共同最高経営責任者 平成18年 8月 同社取締役社長最高経営責任者 平成18年 9月 同社取締役社長社長執行役員(現職) 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役社長 平成21年 4月 当社取締役社長 社長執行役員(現職)	—
取締役副社長 執行役員	あさの ひろみ 浅野 広視 (昭和25年12月13日生)	昭和48年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成12年 6月 同社執行役員統合推進室長 平成13年 6月 同社取締役執行役員統合推進室長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役執行役員経営企画部長 平成16年 4月 同社常務取締役常務執行役員 平成17年 4月 同社取締役常務執行役員 平成18年 4月 同社取締役専務執行役員 平成18年10月 同社取締役専務執行役員商品本部長 平成20年 4月 同社取締役専務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 平成21年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役副社長執行役員(現職) 当社取締役副社長執行役員(現職)	販売関連事項

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
副社長 執行役員	こんどう かずお 近藤 和夫 (昭和25年12月27日生)	昭和48年 4月 大正海上火災保険株式会社 (平成3年に三井海上火災保険株式会社に社名変更)入社 平成14年 6月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役執行役員人事部長 平成16年 4月 同社常務取締役常務執行役員 平成17年 4月 同社取締役常務執行役員 平成18年 4月 同社取締役専務執行役員金融公務営業推進本部長 兼同本部損害サービス改革本部長 平成18年 8月 同社専務執行役員金融公務営業推進本部長 兼同本部損害サービス改革本部長 平成18年 9月 同社専務執行役員損害サービス本部長 金融公務営業推進本部長兼同本部損害サービス改革本部長 平成19年 4月 同社専務執行役員損害サービス本部長 金融公務営業推進本部長 兼同本部損害サービス・イノベーション本部長 平成20年 4月 同社専務執行役員金融公務営業推進本部長 兼同本部損害サポート・イノベーション本部長 商品本部長 平成21年 4月 同社副社長執行役員 金融公務営業推進本部長 兼同本部損害サポート・イノベーション本部長 商品本部長兼損害サポート本部長(現職) 三井住友海上グループホールディングス株式会社 副社長執行役員(現職)	商品、金融機関チャ ネル関連事項
取締役 専務執行役員	えんどう いさむ 遠藤 勇 (昭和23年11月13日生)	昭和47年 5月 大正海上火災保険株式会社 (平成3年に三井海上火災保険株式会社に社名変更)入社 平成15年 6月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員東京企業第二本部企業営業第二部長 平成16年 4月 同社執行役員国際業務部長 平成17年 4月 同社常務執行役員国際業務部長 平成17年 7月 同社常務執行役員 平成18年 4月 同社専務執行役員 平成19年 6月 同社取締役専務執行役員 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 専務取締役 平成21年 4月 当社取締役専務執行役員(現職)	経営全般補佐 企画部(統合推進室 を除く)、グループ事 業支援部、文書法務 部、監査部 主として担当する グループ会社 ・三井住友海上 メットライフ生命保 険株式会社 ・三井ダイレクト 損害保険株式会社
取締役 専務執行役員	からさわ やすよし 柄澤 康喜 (昭和25年10月27日生)	昭和50年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成16年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員経営企画部長 平成17年 6月 同社取締役執行役員経営企画部長 平成18年 4月 同社取締役常務執行役員 平成20年 4月 同社取締役専務執行役員(現職) 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 平成21年 4月 当社取締役専務執行役員(現職)	経理部、広報部、 統合推進委員会、 三井住友海上火災保 険株式会社を中心と なる業務提携・再編 等
取締役 専務執行役員	ふじもと すすむ 藤本 進 (昭和23年12月5日生)	昭和47年 4月 大蔵省入省 平成10年 6月 同省横浜税関長 平成11年 7月 同省大臣官房審議官 平成14年 7月 欧州復興開発銀行理事 平成17年 8月 三井住友海上火災保険株式会社顧問 平成19年 6月 同社取締役 平成20年 4月 同社取締役常務執行役員 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 平成21年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役専務執行役員(現職) 当社取締役専務執行役員(現職)	海外事業関連事項
取締役 常務執行役員	いけだ かつあき 池田 克朗 (昭和26年9月8日生)	昭和49年 4月 大正海上火災保険株式会社 (平成3年に三井海上火災保険株式会社に社名変更)入社 平成15年 6月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役執行役員経理部長 平成17年 4月 同社取締役常務執行役員 平成18年 4月 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長(現職) 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 平成21年 4月 当社取締役常務執行役員(現職)	総務、金融サービス 事業関連事項

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役 常務執行役員	いちばら ひとし 市原 等 (昭和26年6月19日生)	昭和49年 4月 大正海上火災保険株式会社 (平成3年に三井海上火災保険株式会社に社名変更)入社 平成16年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員人事部長 平成18年 4月 同社常務執行役員 平成18年 6月 同社取締役常務執行役員(現職) 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役 平成21年 4月 当社取締役常務執行役員(現職)	人事部、事務・システム関連事項
常務執行役員	かねよし かつひこ 兼好 克彦 (昭和28年8月21日生)	昭和51年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成18年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員関西自動車本部長 兼同本部損害サービス改革本部長 平成19年 4月 同社執行役員関西自動車本部長 兼同本部損害サービス・イノベーション本部長 平成20年 4月 同社常務執行役員(現職) 平成21年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 常務執行役員(現職)	海外事業関連事項補佐
取締役 常務執行役員	ほりもと しゅうへい 堀本 修平 (昭和29年8月19日生)	昭和52年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成18年 9月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員企業品質管理部長 平成20年 4月 同社執行役員九州本部長 兼同本部損害サービス・イノベーション本部長 平成21年 4月 同社取締役常務執行役員(現職) 三井住友海上グループホールディングス株式会社 常務執行役員 平成21年 6月 当社取締役常務執行役員(現職)	経営全般補佐、コンプライアンス部、リスク管理部、監査部 主として担当するグループ会社 ・三井住友海上きらめき生命保険株式会社
取締役	こうの えいこ 河野 栄子 (昭和21年1月1日生)	昭和44年12月 株式会社日本リクルートセンター(現 株式会社リクルート)入社 昭和59年 4月 同社取締役広告事業本部副本部長 昭和59年11月 同社取締役広告事業本部本部長 昭和60年 8月 同社常務取締役 昭和61年11月 同社専務取締役 平成 6年 7月 同社取締役副社長 平成 9年 6月 同社取締役社長 平成15年 6月 同社取締役会長兼CEO 平成16年 4月 同社取締役会長兼取締役会議長 平成16年 6月 三井住友海上火災保険株式会社 監査役 平成17年 6月 株式会社リクルート 特別顧問 三井住友海上火災保険株式会社 取締役(現職) 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役(現職)	—
取締役	ころやす けんじ 頃安 健司 (昭和17年4月16日生)	昭和42年 4月 東京地方検察庁検事 平成 8年 1月 法務省官房長 平成 9年12月 最高検察庁総務部長 平成11年 4月 同庁刑事部長 平成11年12月 法務総合研究所長 平成13年 5月 札幌高等検察庁検事長 平成14年 6月 名古屋高等検察庁検事長 平成15年 2月 大阪高等検察庁検事長 平成16年 7月 弁護士登録 東京永和法律事務所客員弁護士 平成17年 6月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役(現職) 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役(現職) 平成20年 7月 TMI総合法律事務所 顧問(現職)	—

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
取締役	たか いわお 高 巖 (昭和31年3月10日生)	昭和60年 4月 財団法人モラロジー研究所経済研究室研究員 平成 8年 4月 麗澤大学国際経済学部助教授 平成13年 4月 同大学国際経済学部教授 兼企業倫理研究センター副センター長 平成15年 4月 同大学国際経済学部教授兼企業倫理研究センター長 平成17年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役(現職) 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役(現職) 平成21年 4月 麗澤大学経済学部長(現職)	—
取締役	せき としひこ 関 俊彦 (昭和16年2月28日生)	昭和52年 4月 東北大学法学部助教授 昭和59年 4月 同大学法学部教授 平成12年 4月 同大学大学院法学研究科教授 平成16年 4月 同大学名誉教授(現職) 法政大学法科大学院教授(現職) 平成16年 5月 弁護士登録 平成19年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 取締役(現職)	—

(注)取締役 河野 栄子、頃安 健司、高 巖および関 俊彦の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

監査役

役名および職名	氏名(生年月日)	略歴	担当業務
監査役 (常勤)	やました たかし 山下 尚 (昭和21年7月7日生)	昭和44年 4月 大正海上火災保険株式会社 (平成3年に三井海上火災保険株式会社に社名変更)入社 平成12年 6月 執行役員取締役社長室長 平成13年10月 三井住友海上火災保険株式会社 取締役執行役員金融サービス本部副本部長 兼金融サービス本部金融事業部長 平成14年 6月 同社常務取締役常務執行役員金融サービス本部長 平成16年 4月 同社専務取締役専務執行役員金融サービス本部長 平成17年 4月 同社取締役副社長執行役員金融サービス本部長 平成18年 4月 同社特別顧問 平成19年 6月 同社常任監査役 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 常任監査役 平成20年 6月 三井住友海上火災保険株式会社監査役 当社監査役(現職)	—
監査役 (常勤)	いいじま よしお 飯島 至雄 (昭和24年9月7日生)	昭和48年 4月 住友海上火災保険株式会社入社 平成15年 6月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員アジア第二本部長 平成18年 4月 同社顧問 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 常任監査役 平成20年 6月 当社監査役(現職)	—
監査役	やすだ そうすけ 安田 莊助 (昭和18年12月15日生)	昭和54年 4月 公認会計士登録 昭和55年 6月 安田莊助税理士事務所代表 昭和58年 2月 東京赤坂公認会計士共同事務所代表 平成 5年 7月 東京赤坂監査法人代表社員 平成11年10月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)理事長代表社員 平成13年 9月 日本プライムリアルティ投資法人監督役員(現職) 平成17年 6月 三井住友海上火災保険株式会社監査役(現職) 平成20年 1月 仰星監査法人代表社員 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 監査役(現職) 平成21年 1月 仰星監査法人特別顧問(現職) 仰星税理士法人代表社員(現職)	—
監査役	つのだ だいけん 角田 大憲 (昭和42年1月29日生)	平成 6年 4月 弁護士登録 森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)弁護士 平成15年 3月 中村・角田法律事務所 (現 中村・角田・松本法律事務所)弁護士(現職) 平成20年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社 監査役(現職)	—

(注)監査役 安田 莊助および角田 大憲の各氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

当社および子会社等の概況 (平成21年3月31日現在)

1. 事業内容

損害保険事業

★三井住友海上火災保険株式会社

損害保険事業 および 損害保険関連 事業	損害保険事業	<ul style="list-style-type: none"> ★ Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc. <U.S.A.> ★ Mitsui Sumitomo Insurance Company of America <U.S.A.> ★ Mitsui Sumitomo Seguros S/A. <BRAZIL> ★ Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited <U.K.> ★ Mitsui Sumitomo Insurance (London) Limited <U.K.> ★ MSI Corporate Capital Limited <U.K.> ★ Mitsui Sumitomo Reinsurance Limited <IRELAND> ★ MS Frontier Reinsurance Limited <BERMUDA> ★ MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd. <SINGAPORE> ★ Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd <SINGAPORE> ★ MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd. <TAIWAN> ★ Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited <CHINA> ★ MSIG Insurance (Hong Kong) Limited <HONG KONG> ★ MSIG Insurance (Vietnam) Company Limited <VIETNAM> ★ PT. Asuransi MSIG Indonesia <INDONESIA> ★ MSIG Insurance (Thailand) Co., Ltd. <THAILAND> ★ MSIG Insurance (Malaysia) Bhd. <MALAYSIA> 	他	
	損害保険関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 三井住友海上損害調査株式会社 (自動車保険の損害調査業務) ☆ 株式会社インターリスク総研 (総合リスクマネジメントサービス業務) ★ MSIG Holdings (Americas), Inc. <U.S.A.> (子会社経営管理業務) ★ MSIG Holdings (Europe) Limited <U.K.> (子会社経営管理業務) ★ Mitsui Sumitomo Insurance (London Management) Ltd <U.K.> (損害保険代理業務および子会社経営管理業務) ★ MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd. <SINGAPORE> (子会社経営管理業務) ★ Thousand Fortune Islands Corporation <CAYMAN> (再保険契約上の債務に係る保証業務) ★ MSC Corporation <CAYMAN> (再保険契約上の債務に係る保証業務) 	他	
	資産運用 関連事業	投信・投資顧問事業	● 三井住友アセットマネジメント株式会社 (投資信託委託業務および投資顧問業務)	他
		その他の資産運用関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ★ 三井住友海上キャピタル株式会社 (ベンチャーキャピタル業務) ☆ 三井住友海上ローンサービス株式会社 (信用保証・事務代行業務) 	他
	総務・ 事務代行等 関連事業	総務関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ☆ MSKビルサービス株式会社 (不動産管理業務) ☆ MSK商事株式会社 (福利厚生業務) 	他
		事務代行・計算関連事業	<ul style="list-style-type: none"> ☆ MSK情報サービス株式会社 (コンピュータシステムの運用業務) ☆ 三井住友海上システムズ株式会社 (コンピュータソフトウェアの開発業務) 	
		研修事業	☆ 三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社 (代理店への教育研修業務)	
		人材派遣事業	☆ 三井住友海上スタッフサービス株式会社 (労働者派遣業務)	
		その他の事業	☆ 三井住友海上ケアネット株式会社 (介護施設運営・高齢者福祉業務)	他

★三井ダイレクト損害保険株式会社

生命保険事業

★三井住友海上きらめき生命保険株式会社

●三井住友海上メットライフ生命保険株式会社

(注)各記号の意味は次のとおりです。★：連結子会社 ☆：非連結子会社 ●：持分法適用関連会社

2. 子会社等の状況

会社名	本社所在地	設立年月日	事業の内容	資本金	当社の議決権割合	子会社等の議決権割合
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区	1918年10月21日	損害保険業務	139,595百万円	100.0%	—
三井ダイレクト損害保険株式会社	東京都文京区	1999年 6月 3日	損害保険業務	30,000	69.6	—
三井住友海上きらめき生命保険株式会社	東京都千代田区	1996年 8月 8日	生命保険業務	35,500	100.0	—
三井住友海上メットライフ生命保険株式会社	東京都中央区	2001年 9月 7日	生命保険業務(個人年金保険専門)	41,060	51.0	—

3. 三井住友海上火災保険株式会社の子会社等の状況

①国内

会社名	本社所在地	設立年月日	事業の内容	資本金	同社の議決権割合	子会社等の議決権割合
三井住友アセットマネジメント株式会社	東京都港区	1985年 7月15日	投資顧問業、投資信託委託業	2,000百万円	27.5%	—
MSK情報サービス株式会社	東京都八王子市	1974年 9月24日	コンピュータシステムの運用業務、代理店教育研修業務等	30	100.0	—
三井住友海上損害調査株式会社	東京都中央区	1975年 8月 4日	自動車保険の損害調査業務	100	100.0	—
MSKビルサービス株式会社	東京都中央区	1981年12月14日	不動産管理業務	10	100.0	—
三井住友海上エイジェンシー・サービス株式会社	東京都中央区	1985年10月 1日	代理店経営指導・教育研修業務	100	100.0	—
三井住友海上システムズ株式会社	東京都千代田区	1986年 7月15日	ソフトウェアの開発業務	100	100.0	—
三井住友海上スタッフサービス株式会社	東京都千代田区	1987年 1月10日	労働者派遣業務、事務受託業務	100	100.0	—
三井住友海上キャピタル株式会社	東京都中央区	1990年12月 6日	ベンチャーキャピタル業務	1,000	100.0	—
三井住友海上ケアネット株式会社	東京都世田谷区	1990年10月16日	介護施設の運営・高齢者福祉業務	490	100.0	—
MSK商事株式会社	東京都中央区	1950年 9月19日	福利厚生業務、事務受託業務	30	10.0	90.0%
三井住友海上ローンサービス株式会社	東京都中央区	1976年10月14日	住宅ローン保証保険等の事務受託業務、信用保証業務、個人ローン業務	186	50.0	50.0
株式会社インターリスク総研	東京都千代田区	1993年 1月 4日	リスク等に関する調査研究・コンサルティング業務、プログラム等の開発業務等	330	50.0	50.0

②海外

会社名	本社所在地	設立年月日	事業の内容	資本金	同社の議決権割合	子会社等の議決権割合
MSIG Holdings (Americas), Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	1988年10月21日	持株会社としての子会社の経営管理業務	3,600千米ドル	100.0%	—
Mitsui Sumitomo Insurance USA Inc.	アメリカ合衆国 ニューヨーク	1988年 1月28日	保険業	5,000千米ドル	—	100.0%
Mitsui Sumitomo Insurance Company of America	アメリカ合衆国 ニューヨーク	2001年 3月29日	保険業	5,000千米ドル	—	100.0
Mitsui Sumitomo Seguros S/A.	ブラジル サンパウロ	1965年12月15日	保険業	221,368千 ブラジルレアル	98.2	0.1
MSIG Holdings (Europe) Limited	イギリス ロンドン	2000年 3月 7日	持株会社としての子会社の経営管理業務	391,843千 英ポンド	100.0	—
Mitsui Sumitomo Insurance (London Management) Ltd	イギリス ロンドン	2000年 1月 6日	経営管理業務	359,607千 英ポンド	—	100.0
Mitsui Sumitomo Insurance Company (Europe), Limited	イギリス ロンドン	1972年 7月28日	保険業	66,900千英ポンド	—	100.0
Mitsui Sumitomo Insurance (London) Limited	イギリス ロンドン	1975年10月 6日	保険業	379,107千 英ポンド	—	100.0
MSI Corporate Capital Limited	イギリス ロンドン	2000年 1月 7日	保険業	5,200千英ポンド	—	100.0
Mitsui Sumitomo Reinsurance Limited	アイルランド ダブリン	1999年 2月11日	再保険業	20,000千ユーロ	100.0	—
MS Frontier Reinsurance Limited	バミューダ ハミルトン	1997年 9月 9日	再保険業	200,000千米ドル	100.0	—
MSIG Holdings (Asia) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	2004年 9月23日	持株会社としての子会社の経営管理業務	667,015千 シンガポールドル	100.0	—
MSIG Insurance (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール シンガポール	2004年 9月23日	保険業	263,442千 シンガポールドル	—	100.0
Mitsui Sumitomo Insurance (Singapore) Pte Ltd	シンガポール シンガポール	1990年12月 1日	保険業	25,000千 シンガポールドル	—	100.0
MSIG Mingtai Insurance Co., Ltd.	台湾 台北	1961年 9月22日	保険業	2,535百万 新台幣ドル	100.0	—
Mitsui Sumitomo Insurance (China) Company Limited	中華人民共和国 上海	2007年 9月 6日	保険業	500,000千中国元	100.0	—
MSIG Insurance (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港	2004年 9月 8日	保険業	1,625,842千 香港ドル	—	100.0
MSIG Insurance(Vietnam)Company Limited	ベトナム ハノイ	2009年 2月 2日	保険業	300,000百万 ベトナムドン	100.0	—
PT. Asuransi MSIG Indonesia	インドネシア ジャカルタ	1975年12月17日	保険業	40,000百万 インドネシアルピア	—	80.0
MSIG Insurance (Thailand) Co., Ltd.	タイ バンコク	1983年 4月14日	保険業	142,666千 タイバーツ	—	69.8
MSIG Insurance (Malaysia) Bhd.	マレーシア クアラルンプール	1979年 4月28日	保険業	212,000千 マレーシアリング	24.0	50.0 [2.1]
Thousand Fortune Islands Corporation*	ケイマン グランドケイマン	2004年 3月 5日	同社の再保険契約上の債務にかかる保証	1千米ドル	—	[100.0]
MSC Corporation*	ケイマン グランドケイマン	2006年11月 3日	同社の再保険契約上の債務にかかる保証	1千米ドル	—	[100.0]

(注) []内は、緊密な者または同意している者の議決権割合です。

※に対する持分は50%以下ですが、実質的に支配しているため子会社としています。

ディスクロージャー誌 三井住友海上グループホールディングスの現状2009

平成21年7月

三井住友海上グループホールディングス株式会社 広報部

〒104-8252 東京都中央区新川2-27-2

TEL. 03-3297-6498

URL <http://www.msig.com>

【予想および見通しに関する注意事項】

本資料に記載の内容のうち、歴史的事実でないものは、三井住友海上グループホールディングス(以下、当社)の将来に関する計画や戦略、業績に関する予想および見通しであり、現時点で把握可能な情報から得られた当社の判断に基づいています。実際の業績は、さまざまな不確定要素により、これらの業績見通しと大きく異なる結果になり得ますことをご承知おください。

実際の業績に影響を及ぼし得る要素には、(1)事業領域を取り巻く経済動向、(2)保険業界における競争激化、(3)為替レートの変動、(4)税制など諸規制の変更、などを含みます。

www.msig.com